

重度障害者が入院する場合 コミュニケーション支援として 重度訪問介護ヘルパーの付添いが可能です

重度の障害で意思の疎通に支援が必要な方が入院する場合、重度訪問介護ヘルパーが付き添うことができます。

入院中の最重度の障害者のコミュニケーションを支援することで、患者（障害者）本人が必要とする支援内容を、医師や看護師等の医療従事者などに的確に伝えることができ、安心して入院中の治療を受け、療養生活を送ることができます。

入院中の重度訪問介護の利用について

- コミュニケーションに特別な技術が必要な障害をもつ患者が医療機関に入院する場合、入院前から支援を行っている等、その患者へのコミュニケーション支援に熟知している支援者が、患者の負担で入院中に付き添うことが可能となっています。

「特別なコミュニケーション支援が必要な障害者の入院における支援について」
(平成28年6月28日付け保医発0628第2号厚生労働省保険局医療課長通知)

- 障害福祉サービスの一つ「重度訪問介護」を利用している最重度の障害者は、医療機関に入院している間も、引き続き重度訪問介護を利用して、本人の状態を熟知した支援者（ヘルパー）から、医療機関の職員と意思疎通を図る上で必要な支援を受けることができます。

※重度訪問介護は、障害者本人の居宅や外出時に、支援者（ヘルパー）が生活全般にわたる援助を行う障害福祉サービスです。

※コロナ禍の医療機関における対応は、以下で示されています。

「特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の入院時における支援者の付添いの受入れについて」(令和4年11月9日付け厚生労働省医政局地域医療計画課ほか連名事務連絡)

特別なコミュニケーション支援に期待できる例

- 障害者ごとに異なる特殊な介護方法（例：体位交換）を、医療従事者などに的確に伝えることができ、適切な対応につながります。
- 強い不安や恐怖等による混乱（パニック）を防ぐための本人に合った環境や生活習慣を医療従事者に伝えることができ、病室等の環境調整や対応の改善につながります。

特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の入院時における支援者の付添いの受入れについての対応例

別添 3

医療機関において、特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の入院に際して、支援者の付添いを受け入れている事例について10医療機関からヒアリングを行い、以下の対応例を収集した。

障害児者がコロナ以外の疾患で入院する場合

<事前の準備>

- 平時から院内の会議等で、障害児者のコミュニケーション支援を目的とした支援者の付添いが可能である旨、自院の職員に周知
- 支援者がヘルパーの場合は、障害児者の入院前に、関係する介護事業者等とヘルパーの付添いの流れを確認

<環境整備>

- 可能な限り個室で受入れ

<支援者に求める感染対策>

- 医療機関の職員と同様の体調チェックシート（体温・風邪症状・コロナを疑う患者との接触歴など）を日々確認
- 手指衛生とマスクの装着を徹底
- コロナの検査については、流行状況や費用負担等を考慮した上で、必要に応じて実施

（対応例）

検査を実施する医療機関では、PCR検査の他、抗原定量検査や抗原検査キットの活用例あり。

障害児者がコロナで入院する場合

<事前の準備>

- 支援者がヘルパーの場合、ヘルパーの所属する事業所等とヘルパーの付添いの意向や受入れの流れについて打合せ

<環境整備>

- 個室で受入れ（十分に換気）

<支援者に求める感染対策>

- 医療機関の職員が支援者に个人防护具の着脱を指導（手袋、ガウン、サージカルマスク、フェイスシールド等）
- 支援者が感染している可能性も考慮して入館後の動線を分離し、当該コロナの障害児者の病室以外の場所に立ち入らない

※上記は対応の一例であり、実際に支援者の付添いを受け入れる際の流れについては、各医療機関の状況に応じて検討いただきたい

同行援護従事者養成カリキュラムの見直しについて（案）

【目的】

- 同行援護従事者の質的向上を図るため、カリキュラム内容を充実する。
- 「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修」修了者について、カリキュラムの受講の一部を免除する。

「同行援護の担い手となる支援者の養成のための研究」における新カリキュラム案 (令和3年度厚生労働行政推進調査事業)

現 行

1. 一般課程（20時間）

区分	科目	時間数
講義	視覚障害者（児）福祉サービス	1時間
	同行援護の制度と従業者の業務	2時間
	障害・疾病の理解①	2時間
	障害者（児）の心理①	1時間
	情報支援と情報提供	2時間
	代筆・代読の基礎知識	2時間
	同行援護の基礎知識	2時間
演習	基本技能	4時間
	応用技能	4時間
合 計		20時間



新カリキュラム（案）

1. 一般課程（28時間）

実施形態	科目名	時間数	免除の有無
講義	外出保障	1時間	0時間
	視覚障害の理解と疾病	1.5時間	0.5時間
	視覚障害者（児）の心理	1時間	0時間
	視覚障害者（児）福祉の制度とサービス	1.5時間	1.5時間
	同行援護の制度	1時間	0時間
	同行援護従業者の実際と職業倫理	2.5時間	2.5時間
講義・演習	情報提供	2時間	0時間
	代筆・代読	1.5時間	0.5時間
演習	誘導の基本技術	7時間	3時間
	誘導の応用技術（場面別・街歩き）	5時間	1時間
	交通機関の利用	4時間	0時間
合 計		28時間	9時間
(内訳)	講義	8.5時間	4.5時間
	講義・演習	3.5時間	0.5時間
	演習	16時間	4時間

2. 応用課程（12時間）

区分	科目	時間数
講義	障害・疾病の理解②	1時間
	障害者（児）の心理②	1時間
演習	場面別基本技能	3時間
	場面別応用技能	3時間
	交通機関の利用	4時間
合 計		12時間

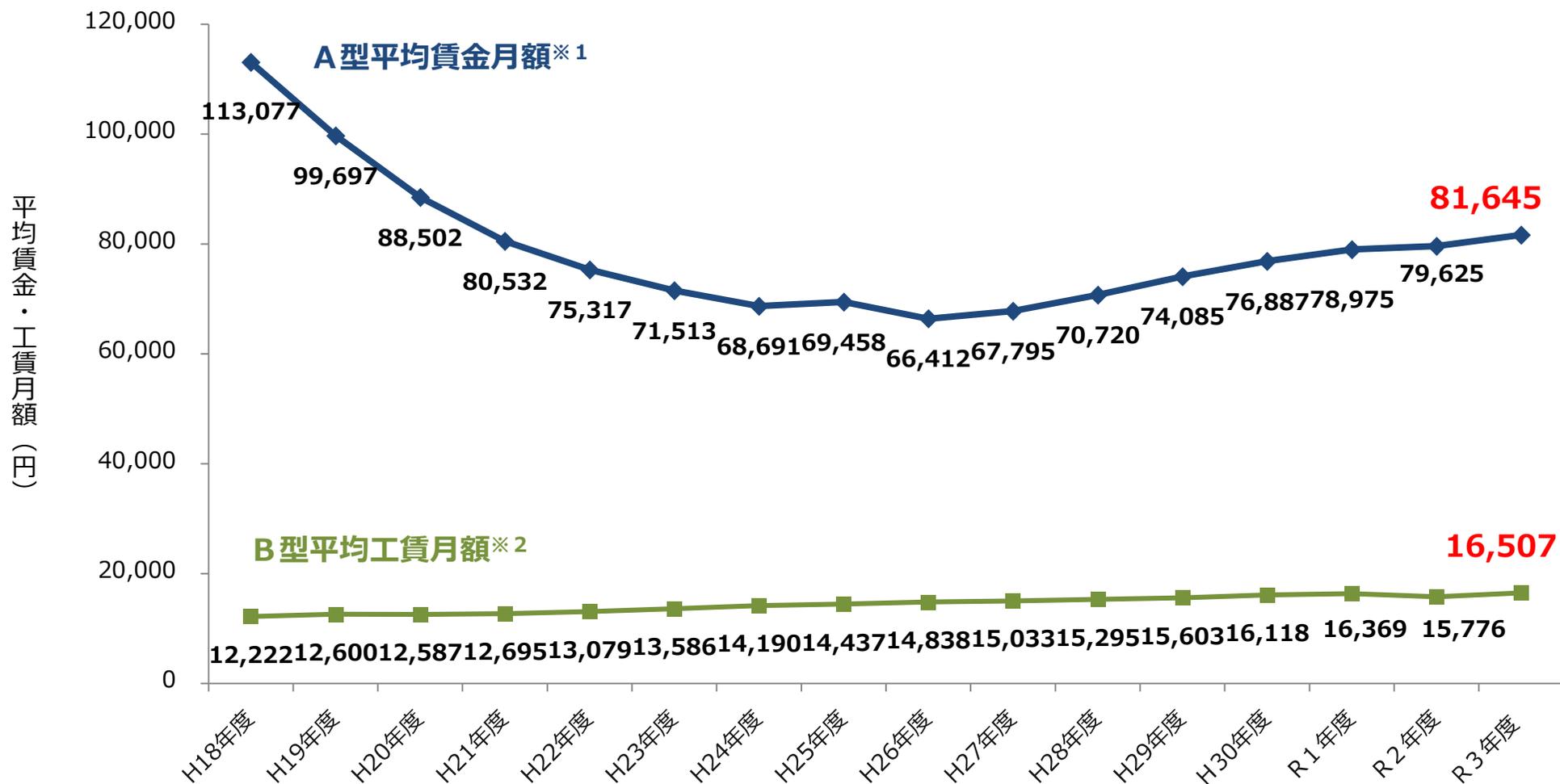
2. 応用課程（6時間）

実施形態	科目名	時間数	免除の有無
講義	サービス提供責任者の業務	1時間	0時間
	様々な利用者への対応	1時間	0時間
	個別支援計画と他機関との連携	1時間	0時間
	業務上のリスクマネジメント	1時間	0時間
	従業者研修の実施	1時間	0時間
	同行援護の実務上の留意点	1時間	0時間
合 計		6時間	0時間

就労継続支援事業所における平均賃金・工賃月額推移

関連資料1

- 就労継続支援 A 型事業所の平均賃金月額は、平成27年度以降7年連続で増加となった。
- 就労継続支援 B 型事業所の平均工賃月額は、令和 2 年度減少となったが、令和 3 年度は増加した。



※1 平成 2 3 年度までは、就労継続支援A型事業所、福祉工場における平均賃金

※2 平成 2 3 年度までは、就労継続支援 B 型事業所、授産施設、小規模通所授産施設における平均工賃

(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ)

就労継続支援 A 型 都道府県別平均賃金月額

(単位：円)

都道府県	令和 2 年度	令和 3 年度	前年度比
北海道	77,551	78,362	101.0%
青森県	67,432	73,011	108.3%
岩手県	82,534	85,000	103.0%
宮城県	77,442	76,096	98.3%
秋田県	72,668	71,745	98.7%
山形県	78,737	81,814	103.9%
福島県	76,874	76,130	99.0%
茨城県	81,457	81,196	99.7%
栃木県	72,121	74,189	102.9%
群馬県	72,579	75,104	103.5%
埼玉県	80,980	74,901	92.5%
千葉県	76,114	78,830	103.6%
東京都	97,129	99,335	102.3%
神奈川県	83,022	91,494	110.2%
新潟県	73,804	76,636	103.8%
富山県	70,636	70,670	100.0%
石川県	69,154	75,189	108.7%
福井県	87,229	88,308	101.2%
山梨県	71,487	71,251	99.7%
長野県	85,414	86,983	101.8%
岐阜県	79,030	77,118	97.6%
静岡県	79,552	80,692	101.4%
愛知県	79,950	86,841	108.6%
三重県	76,727	77,608	101.1%

都道府県	令和 2 年度	令和 3 年度	前年度比
滋賀県	84,602	89,096	105.3%
京都府	88,470	90,160	101.9%
大阪府	81,743	83,748	102.5%
兵庫県	84,827	85,088	100.3%
奈良県	75,354	77,753	103.2%
和歌山県	92,481	93,701	101.3%
鳥取県	84,872	86,477	101.9%
島根県	95,329	97,079	101.8%
岡山県	81,514	83,794	102.8%
広島県	95,483	95,486	100.0%
山口県	81,885	84,621	103.3%
徳島県	74,225	75,256	101.4%
香川県	78,063	78,915	101.1%
愛媛県	71,270	74,185	104.1%
高知県	89,129	93,764	105.2%
福岡県	77,300	79,634	103.0%
佐賀県	85,216	87,378	102.5%
長崎県	87,258	92,131	105.6%
熊本県	74,608	76,351	102.3%
大分県	84,727	88,297	104.2%
宮崎県	65,927	67,570	102.5%
鹿児島県	72,322	75,968	105.0%
沖縄県	71,951	71,015	98.7%
全国平均	79,625	81,645	102.5%

(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ)

就労継続支援 B 型 都道府県別平均工賃月額

(単位：円)

都道府県	令和 2 年度	令和 3 年度	前年度比
北海道	19,202	19,523	101.7%
青森県	12,265	15,255	124.4%
岩手県	19,253	19,713	102.4%
宮城県	17,247	18,240	105.8%
秋田県	15,484	15,774	101.9%
山形県	11,691	12,943	110.7%
福島県	14,820	15,195	102.5%
茨城県	14,349	15,201	105.9%
栃木県	16,405	17,389	106.0%
群馬県	16,668	17,562	105.4%
埼玉県	14,006	14,722	105.1%
千葉県	13,478	14,572	108.1%
東京都	14,777	15,563	105.3%
神奈川県	14,517	14,956	103.0%
新潟県	14,325	15,317	106.9%
富山県	16,135	17,058	105.7%
石川県	14,931	15,982	107.0%
福井県	20,895	22,093	105.7%
山梨県	16,876	17,913	106.1%
長野県	15,070	16,153	107.2%
岐阜県	15,346	16,390	106.8%
静岡県	15,529	16,468	106.0%
愛知県	16,822	17,653	104.9%
三重県	16,608	17,305	104.2%

都道府県	令和 2 年度	令和 3 年度	前年度比
滋賀県	17,252	18,148	105.2%
京都府	15,838	16,749	105.8%
大阪府	12,142	12,786	105.3%
兵庫県	13,677	14,354	105.0%
奈良県	16,224	17,311	106.7%
和歌山県	17,277	17,869	103.4%
鳥取県	19,203	19,797	103.1%
島根県	19,201	19,749	102.9%
岡山県	14,643	14,805	101.1%
広島県	16,779	17,412	103.8%
山口県	18,821	19,570	104.0%
徳島県	21,631	21,550	99.6%
香川県	16,664	16,890	101.4%
愛媛県	16,717	17,351	103.8%
高知県	20,310	20,597	101.4%
福岡県	13,673	14,691	107.4%
佐賀県	19,327	19,628	101.6%
長崎県	17,981	19,150	106.5%
熊本県	15,062	15,760	104.6%
大分県	17,924	18,917	105.5%
宮崎県	19,631	20,225	103.0%
鹿児島県	17,470	18,217	104.3%
沖縄県	15,638	16,016	102.4%
全国平均	15,776	16,507	104.7%

(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ)

就労継続支援 A 型における生産活動の経営状況（令和4年3月末時点）

- 就労継続支援A型における生産活動の状況を確認したところ、生産活動の収益が利用者の賃金総額を下回っている^(注)事業所は3,512事業所のうち1,984事業所（56.5%）

(注) 就労継続支援A型事業所については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定基準」という。）第192条第2項において、「生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない」とこととされている。指定権者である自治体は、事業所の状況把握を行い、事業所が当該指定基準を満たしていない場合、経営改善計画書を提出させることとしている。

【生産活動の経営状況（令和4年3月末時点）】

指定事業所	経営状況を把握した事業所	指定基準を満たしていない事業所	
4,228	3,512	1,984	56.5%
(3,997)	(3,247)	(1,893)	(58.3%)

※1 () 内に昨年度の状況（令和3年3月末時点）を記載

※2 指定基準を満たしていない事業所（1,984）のうち、経営改善計画書を提出している事業所は1,777事業所（提出率89.6%）

※3 指定基準を満たしていない事業所（1,984）のうち、令和3年3月末時点も指定基準を満たしていない事業所は1,357事業所（68.4%）

（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ）

【都道府県別】 就労継続支援 A 型における生産活動の経営改善状況（令和 4 年 3 月末時点）

指定権者	①指定事業所	②経営状況を把握した事業所		③指定基準を満たしていない事業所 (生産活動収支<利用者賃金)		④経営改善計画提出済事業所	
北海道	109	94	86.2%	54	57.4%	51	94.4%
青森県	45	5	11.1%	5	100.0%	5	100.0%
岩手県	30	22	73.3%	11	50.0%	8	72.7%
宮城県	32	28	87.5%	17	60.7%	4	23.5%
秋田県	13	10	76.9%	9	90.0%	9	100.0%
山形県	19	19	100.0%	5	26.3%	5	100.0%
福島県	15	11	73.3%	6	54.5%	4	66.7%
茨城県	78	38	48.7%	0	0.0%	0	-
栃木県	55	40	72.7%	26	65.0%	26	100.0%
群馬県	30	20	66.7%	13	65.0%	0	0.0%
埼玉県	44	44	100.0%	30	68.2%	28	93.3%
千葉県	70	62	88.6%	31	50.0%	31	100.0%
東京都	83	83	100.0%	34	41.0%	34	100.0%
神奈川県	30	24	80.0%	7	29.2%	3	42.9%
新潟県	23	20	87.0%	13	65.0%	9	69.2%
富山県	30	28	93.3%	24	85.7%	24	100.0%
石川県	31	28	90.3%	16	57.1%	16	100.0%
福井県	40	31	77.5%	22	71.0%	22	100.0%
山梨県	16	16	100.0%	8	50.0%	7	87.5%
長野県	42	33	78.6%	11	33.3%	5	45.5%
岐阜県	87	82	94.3%	44	53.7%	44	100.0%
静岡県	79	54	68.4%	20	37.0%	20	100.0%
愛知県	88	45	51.1%	45	100.0%	45	100.0%
三重県	80	57	71.3%	40	70.2%	40	100.0%

指定権者	①指定事業所	②経営状況を把握した事業所		③指定基準を満たしていない事業所 (生産活動収支<利用者賃金)		④経営改善計画提出済事業所	
滋賀県	30	16	53.3%	6	37.5%	5	83.3%
京都府	36	18	50.0%	13	72.2%	6	46.2%
大阪府	97	76	78.4%	50	65.8%	37	74.0%
兵庫県	62	25	40.3%	17	68.0%	17	100.0%
奈良県	32	32	100.0%	24	75.0%	14	58.3%
和歌山県	36	25	69.4%	11	44.0%	11	100.0%
鳥取県	17	16	94.1%	6	37.5%	2	33.3%
島根県	19	19	100.0%	8	42.1%	7	87.5%
岡山県	38	36	94.7%	20	55.6%	15	75.0%
広島県	23	22	95.7%	6	27.3%	6	100.0%
山口県	35	30	85.7%	9	30.0%	8	88.9%
徳島県	33	33	100.0%	12	36.4%	12	100.0%
香川県	15	14	93.3%	4	28.6%	3	75.0%
愛媛県	33	30	90.9%	19	63.3%	19	100.0%
高知県	9	9	100.0%	3	33.3%	3	100.0%
福岡県	129	117	90.7%	71	60.7%	66	93.0%
佐賀県	50	44	88.0%	21	47.7%	19	90.5%
長崎県	44	33	75.0%	10	30.3%	0	0.0%
熊本県	111	106	95.5%	68	64.2%	68	100.0%
大分県	38	35	92.1%	14	40.0%	14	100.0%
宮崎県	29	26	89.7%	10	38.5%	10	100.0%
鹿児島県	55	41	74.5%	17	41.5%	16	94.1%
沖縄県	96	87	90.6%	57	65.5%	56	98.2%
合計	2,236	1,784	79.8%	967	54.2%	854	88.3%

※ 指定事業所のうち、新規指定より6月未満の事業所及び休止の事業所は、経営状況を把握する必要はない。

(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ)

【指定都市別】 就労継続支援 A 型における生産活動の経営改善状況（令和 4 年 3 月末時点）

指定権者	①指定事業所	②経営状況を把握した事業所		③指定基準を 満たしていない事業所 (生産活動収支< 利用者賃金)		④経営改善計画提出済事業所	
				(②/①)	(③/②)		
札幌市	108	104	96.3%	91	87.5%	87	95.6%
仙台市	24	14	58.3%	11	78.6%	10	90.9%
さいたま市	25	24	96.0%	16	66.7%	16	100.0%
千葉市	18	18	100.0%	10	55.6%	10	100.0%
横浜市	32	32	100.0%	12	37.5%	0	0.0%
川崎市	15	12	80.0%	6	50.0%	0	0.0%
相模原市	18	14	77.8%	9	64.3%	9	100.0%
新潟市	22	20	90.9%	12	60.0%	12	100.0%
静岡市	31	28	90.3%	18	64.3%	18	100.0%
浜松市	27	25	92.6%	12	48.0%	12	0.0%
名古屋市	108	108	100.0%	65	60.2%	65	100.0%
京都市	52	49	94.2%	27	55.1%	27	100.0%
大阪市	230	174	75.7%	129	74.1%	116	89.9%
堺市	22	19	86.4%	8	42.1%	0	0.0%
神戸市	42	39	92.9%	20	51.3%	20	100.0%
岡山市	64	62	96.9%	42	67.7%	42	100.0%
広島市	39	37	94.9%	21	56.8%	21	100.0%
北九州市	47	44	93.6%	21	47.7%	18	85.7%
福岡市	84	69	82.1%	33	47.8%	21	63.6%
熊本市	53	53	100.0%	23	43.4%	22	95.7%
合計	1,061	945	89.1%	586	62.0%	526	89.8%

※ 指定事業所のうち、新規指定より6月未満の事業所及び休止の事業所は、経営状況を把握する必要はない。

(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ)

【中核市別】 就労継続支援 A 型における生産活動の経営改善状況（令和 4 年 3 月末時点）

指定権者	①指定事業所	②経営状況を把握した事業所		③指定基準を満たしていない事業所 (生産活動収支<利用者賃金)		④経営改善計画提出済事業所	
		(2/①)		(3/②)		(4/③)	
		数	割合	数	割合	数	割合
函館市	6	6	100.0%	2	33.3%	2	100%
旭川市	8	6	75.0%	1	16.7%	1	100%
青森市	20	17	85.0%	10	58.8%	10	100.0%
八戸市	20	20	100.0%	11	55.0%	8	72.7%
盛岡市	19	19	100.0%	12	63.2%	12	100.0%
秋田市	10	10	100.0%	6	60.0%	6	100.0%
山形市	6	6	100.0%	4	66.7%	4	100.0%
福島市	7	5	71.4%	2	40.0%	0	0.0%
郡山市	6	6	100.0%	3	50.0%	3	100.0%
いわき市	5	5	100.0%	1	20.0%	0	0.0%
水戸市	15	3	20.0%	0	0.0%	0	0.0%
宇都宮市	30	27	90.0%	14	51.9%	12	85.7%
前橋市	4	4	100.0%	4	100.0%	2	50.0%
高崎市	9	7	77.8%	6	85.7%	6	100.0%
川越市	12	12	100.0%	7	58.3%	7	100.0%
川口市	9	9	100.0%	5	55.6%	5	100.0%
越谷市	13	12	92.3%	9	75.0%	9	100.0%
船橋市	13	11	84.6%	9	81.8%	8	88.9%
柏市	6	4	66.7%	2	50.0%	1	50.0%
八王子市	7	7	100.0%	4	57.1%	4	100.0%
横須賀市	2	2	100.0%	1	50.0%	1	100.0%
富山市	33	29	87.9%	18	62.1%	18	100.0%
金沢市	27	26	96.3%	19	73.1%	19	100.0%
福井市	23	21	91.3%	13	61.9%	13	100.0%
甲府市	10	8	80.0%	5	62.5%	5	100.0%
長野市	12	7	58.3%	2	28.6%	2	100.0%
松本市	14	0	0.0%	-	-	-	-
岐阜市	36	36	100.0%	24	66.7%	24	100.0%
豊橋市	12	6	50.0%	5	83.3%	3	60.0%
岡崎市	9	7	77.8%	6	85.7%	6	100.0%
豊田市	10	7	70.0%	3	42.9%	3	100.0%
一宮市	15	2	13.3%	0	0.0%	0	-

指定権者	①指定事業所	②経営状況を把握した事業所		③指定基準を満たしていない事業所 (生産活動収支<利用者賃金)		④経営改善計画提出済事業所	
		(2/①)		(3/②)		(4/③)	
		数	割合	数	割合	数	割合
大津市	5	5	100.0%	1	20.0%	1	100.0%
豊中市	5	5	100.0%	2	40.0%	2	100.0%
吹田市	8	7	87.5%	2	28.6%	0	0.0%
高槻市	4	3	75.0%	2	66.7%	2	100.0%
枚方市	11	0	0.0%	-	-	-	-
八尾市	18	17	94.4%	16	94.1%	16	100.0%
寝屋川市	4	3	75.0%	3	100.0%	1	33.3%
東大阪市	16	14	87.5%	12	85.7%	12	100.0%
姫路市	13	11	84.6%	6	54.5%	4	66.7%
尼崎市	22	17	77.3%	15	88.2%	9	60.0%
明石市	15	13	86.7%	10	76.9%	10	100.0%
西宮市	18	16	88.9%	9	56.3%	9	100.0%
奈良市	16	15	93.8%	6	0.0%	6	0.0%
和歌山市	19	19	100.0%	10	52.6%	10	100.0%
鳥取市	12	5	41.7%	1	20.0%	1	100.0%
松江市	13	11	84.6%	6	54.5%	4	66.7%
倉敷市	27	27	100.0%	15	55.6%	14	93.3%
呉市	7	6	85.7%	2	33.3%	2	100.0%
福山市	16	15	93.8%	6	40.0%	6	100.0%
下関市	7	5	71.4%	3	60.0%	3	100.0%
高松市	12	12	100.0%	7	58.3%	7	100.0%
松山市	44	42	95.5%	16	38.1%	11	68.8%
高知市	16	16	100.0%	4	25.0%	4	100.0%
久留米市	36	25	69.4%	20	80.0%	20	100.0%
長崎市	9	9	100.0%	0	0.0%	0	-
佐世保市	13	13	100.0%	6	46.2%	6	100.0%
大分市	34	29	85.3%	6	20.7%	6	100.0%
宮崎市	27	27	100.0%	12	44.4%	12	100.0%
鹿児島市	32	31	96.9%	14	45.2%	14	100.0%
那覇市	24	18	75.0%	11	61.1%	11	100.0%
合計	931	783	84.1%	431	55.0%	397	92.1%

※ 指定事業所のうち、新規指定より6月未満の事業所及び休止の事業所は、経営状況を把握する必要はない。

令和5年度当初予算案 7.0億円（6.7億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

就労継続支援事業所等の利用者の工賃・賃金向上等を図るため、事業所に対する経営改善や商品開発等に対する支援、在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制の構築や販路開拓等の支援、共同受注窓口による情報提供体制の整備及び農福連携の取組への支援等を実施する。

2 事業の概要

(1) 基本事業(補助率:1/2)

① 工賃等向上事業

1. 経営力育成支援

- 事業所の経営力育成・強化に向け、専門家等による効果的な工賃向上計画の策定や管理者の意識向上のための支援を実施

2. 品質向上支援

- 事業所が提供する物品等の品質向上に向け、共同受注窓口と専門家等の連携による技術指導や品質管理に係る助言等の支援を実施

3. 事業所職員の人材育成支援

- 事業所の職員を対象に、商品開発や販売戦略、生産活動への企業的手法の導入及びICT機器の活用や知識向上のための研修等の実施

4. 販路開拓・広報支援

- 商品やサービスのPRを行うとともに、販売会・商談会を実施

- 事業所の製品を販売するオンラインショップや地域の事業所・共同受注窓口に関する情報等を掲載したポータルサイトの開設・運営など、広報・情報提供をオンラインにて実施（拡充）

② 在宅就業マッチング支援等事業

- 在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制の構築や販路開拓等を行うことにより、在宅障害者が能力等に応じて活躍できる支援体制の構築を支援

③ 共同受注窓口の機能強化事業

- 関係者による協議体の設置により共同受注窓口の機能を強化することで、都道府県域を越えた受発注も含めた、企業等と障害者就労施設等との受発注のマッチングを促進し、障害者就労施設等に対する官公需や民需の増進を図ることに加え、農福連携に係る共同受注窓口の取組を行うことを支援する。

(2) 特別事業(補助率:9/10)

農福連携等による障害者の就労促進プロジェクト

- 専門家を派遣することによる農業・林業・水産業等に係る技術指導や6次産業化に向けた支援、農業等に取り組む事業所によるマルシェの開催支援を実施
- 過疎地域における農福連携の取組を後押し。

3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：国1/2、都道府県1/2
- ※特別事業の補助率は国9/10

4 事業実績

- ◆ 実施自治体数：47都道府県
(47都道府県)
- ※ 令和3年度交付決定ベース、括弧は令和2年度実績

農福連携等による障害者の就労促進プロジェクト（工賃向上計画支援等事業特別事業）

事業の趣旨

令和5年度当初予算案 3.4億円（3.4億円） ※（）内は前年度当初予算額

農業・林業・水産業等の分野での障害者の就労を支援し、障害者の工賃水準の向上及び農業等の支え手の拡大を図るとともに、障害者が地域を支え地域で活躍する社会（「1億総活躍」社会）の実現に資するため、障害者就労施設への農業等に関する専門家の派遣や農福連携マルシェの開催等を支援する。また、過疎地域における取組を後押しする。

実施主体

都道府県

※社会福祉法人等の民間団体へ委託して実施することも可

補助内容・補助率

○農業等の専門家派遣による6次産業化の推進

農業等に関するノウハウを有していない障害者就労施設に対する技術指導・助言や6次産業化に向けた支援を実施するための専門家の派遣等に係る経費を補助する。

○農福連携マルシェ開催支援事業

農業等に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催に係る経費を補助する。（ブロック単位でも開催可）

○意識啓発等

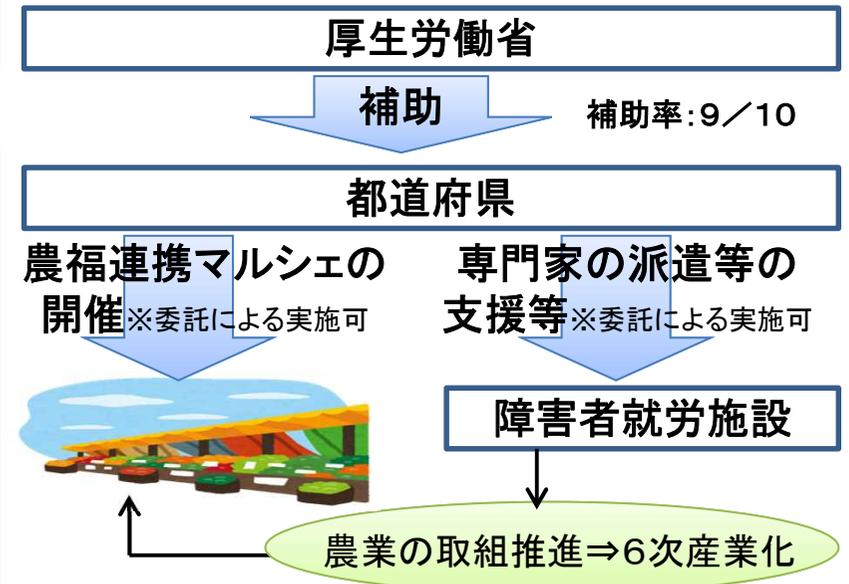
農業等に取り組む障害者就労施設の好事例を収集し、セミナー等を開催する経費を補助する。

○マッチング支援

農業等生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援を実施する経費を補助する。

※過疎地域における取組を優先的に補助。

<事業のスキーム>



農福連携マルシェへの参加



農福連携等推進ビジョン（概要）（令和元年6月4日農福連携等推進会議決定）

I 農福連携等の推進に向けて

農福連携は、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組
年々高齢化している農業現場での貴重な働き手となることや、障害者の生活の質の向上等が期待

農福連携は、様々な目的の下で取組が展開されており、これらが多様な効果を発揮されることが求められるところ

持続的に実施されるには、農福連携に取り組む農業経営が経済活動として発展していくことが重要で、個々の取組が地域の農業、日本の農業・国土を支える力になることを期待

農福連携を全国的に広く展開し、裾野を広げていくには「知られていない」「踏み出しにくい」「広がっていない」といった課題に対し、官民挙げて取組を推進していく必要

また、ユニバーサルな取組として、高齢者、生活困窮者等の就労・社会参画支援や犯罪・非行をした者の立ち直り支援等、様々な分野にウイングを広げ、地域共生社会の実現を図ることが重要（SDGsにも通じるもの）

農福連携等の推進については、引き続き、関係省庁等による連携を強化

II 農福連携を推進するためのアクション

目標：農福連携等に取り組む主体を新たに3,000創出※

1 認知度の向上

- ・定量的なデータを収集・解析し、農福連携のメリットを客観的に提示
- ・優良事例をとりまとめ、各地の様々な取組内容を分かりやすく情報発信
- ・農福連携で生産された商品の消費者向けキャンペーン等のPR活動
- ・農福連携マルシェなど東京オリンピック・パラリンピック等に合わせた戦略的プロモーションの実施

2 取組の促進

○ 農福連携に取り組む機会の拡大

- ・ワンストップで相談できる窓口体制の整備 ・スタートアップマニュアルの作成
- ・試験的に農作業委託等を短期間行う「お試しノック」の仕組みの構築
- ・特別支援学校における農業実習の充実
- ・農業分野における公的職業訓練の推進

○ ニーズをつなぐマッチングの仕組み等の構築

- ・農業経営体と障害者就労施設等のニーズをマッチングする仕組み等の構築
- ・コーディネーターの育成・普及
- ・ハローワーク等関係者における連携強化を通じた、農業分野での障害者雇用の推進

○ 障害者が働きやすい環境の整備と専門人材の育成

- ・農業法人等への障害者の就職・研修等の推進と、障害者を新たに雇用して行う実践的な研修の推進
- ・障害者の作業をサポートする機械器具、スマート農業の技術等の活用
- ・全国共通の枠組みとして農業版ジョブコーチの仕組みの構築
- ・農林水産研修所等による農業版ジョブコーチ等の育成の推進
- ・農業大学校や農業高校等において農福連携を学ぶ取組の推進
- ・障害者就労施設等における工賃・賃金向上の支援の強化

○ 農福連携に取り組む経営の発展

- ・農福連携を行う農業経営体等の収益力強化等の経営発展を目指す取組の推進
- ・農福連携の特色を生かした6次産業化の推進 ・障害者就労施設等への経営指導
- ・農福連携でのGAPの実施の推進

3 取組の輪の拡大

- ・各界関係者が参加するコンソーシアムの設置、優良事例の表彰・横展開
- ・障害者優先調達推進法の推進とともに、関係団体等による農福連携の横展開等の推進への期待

III 農福連携の広がり

「農」と「福」のそれぞれの広がりを推進し、農福連携等を地域づくりのキーワードに据え、地域共生社会の実現へ

1 「農」の広がりへの支援

林業及び水産業において、特殊な環境での作業もあることにも留意しつつ、障害特性等に応じた、マッチング、研修の促進、経営発展を目指す取組の推進、林・水産業等向け障害者就労のモデル事業の創設

2 「福」の広がりへの支援

高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者等の働きづらさや生きづらさを感じている者の就労・社会参画の機会の確保や、犯罪や非行をした者の立ち直りに向けた取組の推進

※ 令和6（2024）年度までの目標

雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業

令和5年度当初予算案 7.7億円 (7.7億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、職場等における介助や通勤の支援を実施する。

2 事業の概要

重度障害者等の通勤や職場等における支援について、企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても支障が残る場合や、重度障害者等が自営業者として働く場合等で、自治体が必要と認めた場合に支援を行う。

- ※ 支援対象となる重度障害者等は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護のサービスを利用している者。
- ※ 自治体が必要性を判断するに当たっては、障害者本人の状況や事業主の企業規模等を勘案する。

3 事業のスキーム

<連携のイメージ>

A 民間企業で雇用されている者 ※1

職場等における支援
通勤支援

助成金の対象となる支援	+	その他必要な支援
①	+	③
②	+	③

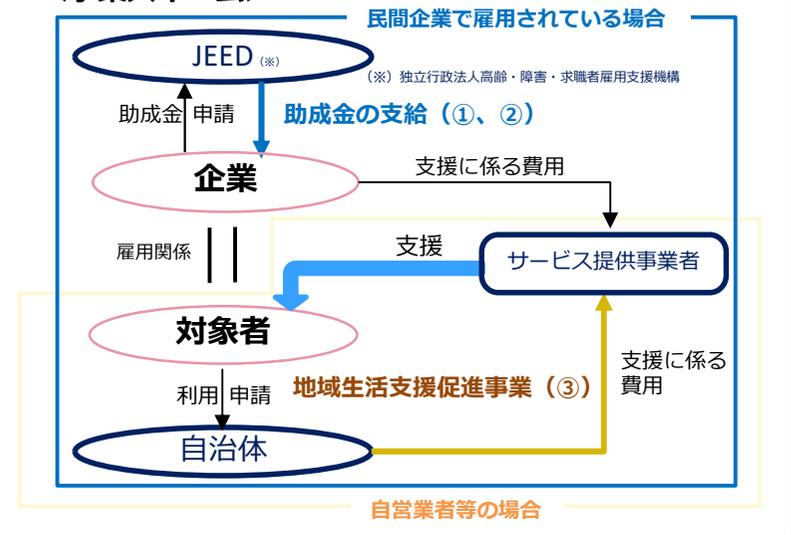
B 自営等で働く者 ※2

職場等における支援
通勤支援

必要な支援
③
③

- ※1 ①文書の作成・朗読、機器の操作・入力等の職場介助や②通勤支援(3ヶ月まで)に加えて、③これら①②の助成金の対象外である喀痰吸引や姿勢の調整等の職場等における支援、4ヶ月目以降の通勤支援について、雇用施策と福祉施策を組み合わせ一体的に支援。
- ※2 自営業者等(Aの対象者及び国家公務員等の公務部門で雇用等される者その他これに準ずる者以外の者)であって、当該自営等に従事することにより所得の向上が見込まれると市町村等が認めたものに対して、③通勤や職場等における支援について、地域生活支援促進事業により支援。

<事業スキーム>



- ①：重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金(障害者雇用納付金制度に基づく助成金)、②：重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金(障害者雇用納付金制度に基づく助成金)
- ③：雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業(地域生活支援促進事業)

4 実施主体等

- ◆ 実施主体：市区町村
- ◆ 補助率：国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

5 事業実績

- ◆ 実施自治体数：56市区町村(予定含)
- ◆ 利用者数：108人
- ※ 障害福祉課調べ(令和5年1月1日時点)
- ※ 令和3年度実績：14市区村、利用者46人

雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業内示自治体（令和4年度）

都道府県	自治体数	市区町村名	都道府県	自治体数	市区町村名
北海道	2	札幌市 北見市	滋賀県	3	草津市 甲賀市 彦根市
青森県	0	—	京都府	4	京都市 亀岡市 長岡京市 南丹市
岩手県	0	—	大阪府	7	大阪市 堺市 豊中市 高槻市 枚方市 泉大津市
宮城県	1	仙台市	兵庫県	3	神戸市 姫路市 伊丹市
秋田県	0	—	奈良県	1	奈良市
山形県	1	西川町	和歌山県	0	—
福島県	0	—	鳥取県	1	境港市
茨城県	1	つくば市	島根県	1	松江市
栃木県	1	宇都宮市	岡山県	2	岡山市 備前市
群馬県	0	—	広島県	1	三次市
埼玉県	2	さいたま市 桶川市	山口県	1	宇部市
千葉県	1	浦安市	徳島県	0	—
東京都	4	江戸川区 葛飾区 江東区 港区	香川県	3	観音寺市 坂出市 三木町
神奈川県	1	川崎市	愛媛県	0	—
新潟県	1	新潟市	高知県	1	高知市
富山県	0	—	福岡県	3	北九州市 福岡市 岡垣町
石川県	0	—	佐賀県	0	—
福井県	0	—	長崎県	0	—
山梨県	0	—	熊本県	1	熊本市
長野県	2	長野市 南箕輪村	大分県	1	大分市
岐阜県	2	岐阜市 高山市	宮崎県	1	宮崎市
静岡県	1	伊豆市	鹿児島県	0	—
愛知県	1	名古屋市	沖縄県	0	—
三重県	1	四日市市	合計	56	実施：50自治体 実施準備中：6自治体

【凡例】（令和5年1月1日時点） 赤字：利用者あり 黒太字：利用者なし 黒細字：要綱等整備中 黄色：政令市・東京23区

障害者就業・生活支援センター事業（地域生活支援促進事業）

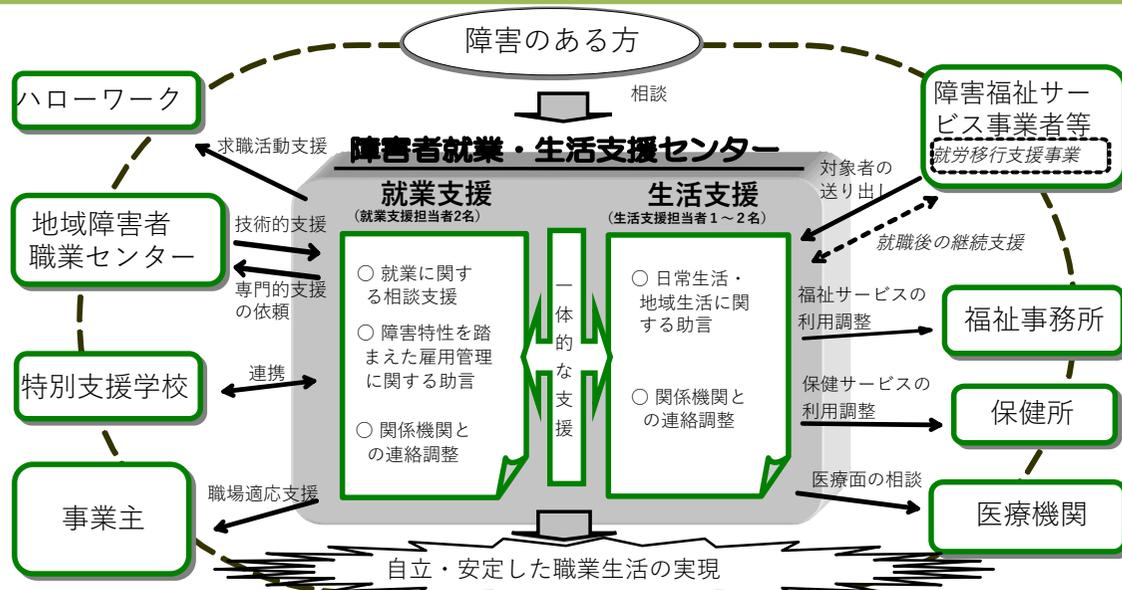
令和5年度当初予算案 7.9億円（7.9億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

障害者の就業に伴う日常生活面の支援を必要とする障害者を支援するため、障害者就業・生活支援センターに生活支援を専門に担当する職員（生活支援担当職員）を配置し、障害者の職業生活における自立を図る。

2 事業の概要

- 障害者就業・生活支援センターでは、就業支援担当者と生活支援担当者が連携し、障害者の就労定着に向けた支援を行っている。
- 支援対象障害者数（登録者数）は210,199人（令和3年度）となっており、単純計算すると1センターあたり約622人の登録者数となっている。



設置箇所数 ※令和4年4月現在	支援対象障害者数 (登録者数) ※令和3年度	相談・支援件数 (障害者) ※延べ件数	相談・支援件数 (事業主) ※延べ件数	就職件数 ※令和3年度	職場定着率 (就職後1年経過時点)
338箇所	210,199人	1,291,475件	450,831件	15,832件	81.4%

3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：国1/2、都道府県1/2

4 事業実績

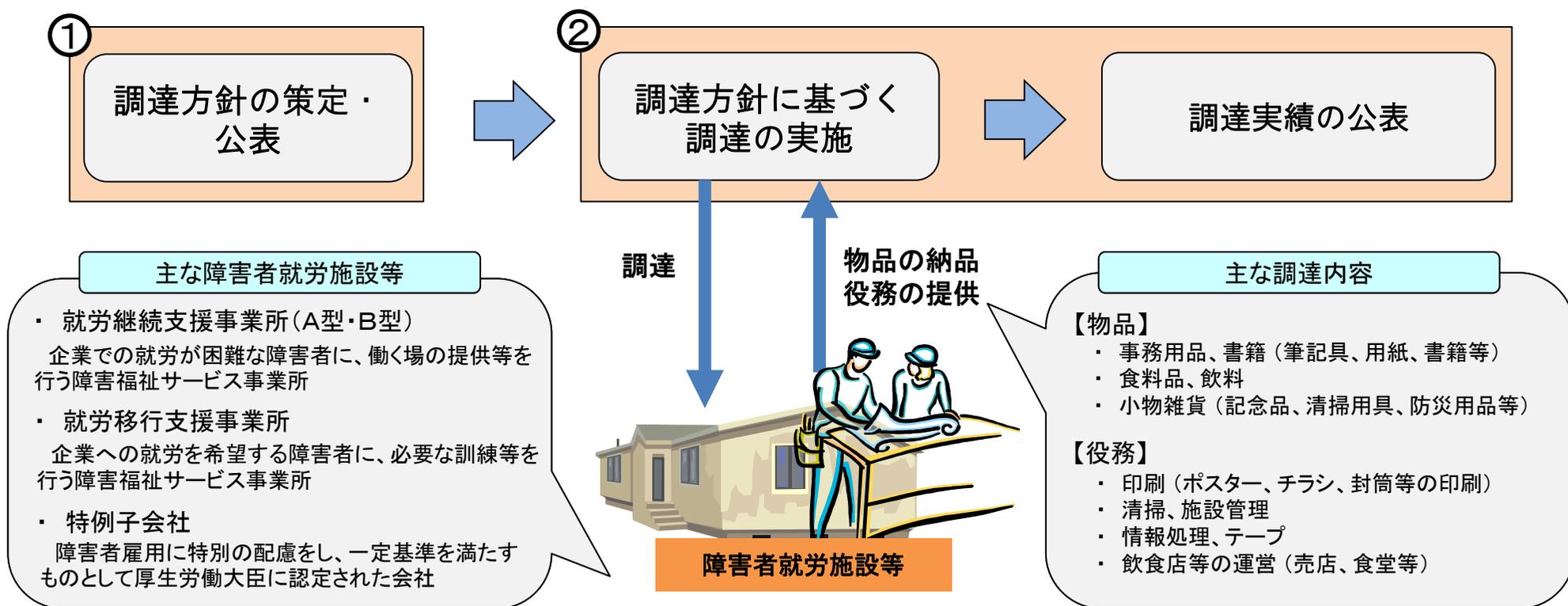
- ◆ 実施自治体数：47都道府県
(47都道府県)

※ 令和3年度交付決定ベース、括弧は令和2年度実績

障害者優先調達推進法に基づく国等の取組

関連資料1

- 国等は、障害者優先調達推進法(注)に基づき、毎年度、次の取組により、障害者就労支援施設等からの物品等の調達を推進。
注：平成25年4月1日施行(平成24年6月20日成立(議員立法))
- ① 調達目標を含む毎年度の調達方針を策定し、公表
 - ② 調達方針に基づき、物品等の調達を行い、年度終了後、調達実績を公表



※ 国のほか、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人においても同様の取組を実施

市区町村の調達方針作成状況（令和3年度）

	対象市区町村	作成済み 市区町村	未作成 市区町村	作成割合
北海道	179	154	25	86.0%
青森県	40	38	2	95.0%
岩手県	33	32	1	97.0%
宮城県	35	33	2	94.3%
秋田県	25	23	2	92.0%
山形県	35	35	0	100.0%
福島県	59	53	6	89.8%
茨城県	44	44	0	100.0%
栃木県	25	25	0	100.0%
群馬県	35	34	1	97.1%
埼玉県	63	63	0	100.0%
千葉県	54	54	0	100.0%
東京都	62	52	10	83.9%
神奈川県	33	32	1	97.0%
新潟県	30	26	4	86.7%
富山県	15	15	0	100.0%
石川県	19	19	0	100.0%
福井県	17	16	1	94.1%
山梨県	27	27	0	100.0%
長野県	77	77	0	100.0%
岐阜県	42	42	0	100.0%
静岡県	35	35	0	100.0%
愛知県	54	54	0	100.0%
三重県	29	28	1	96.6%

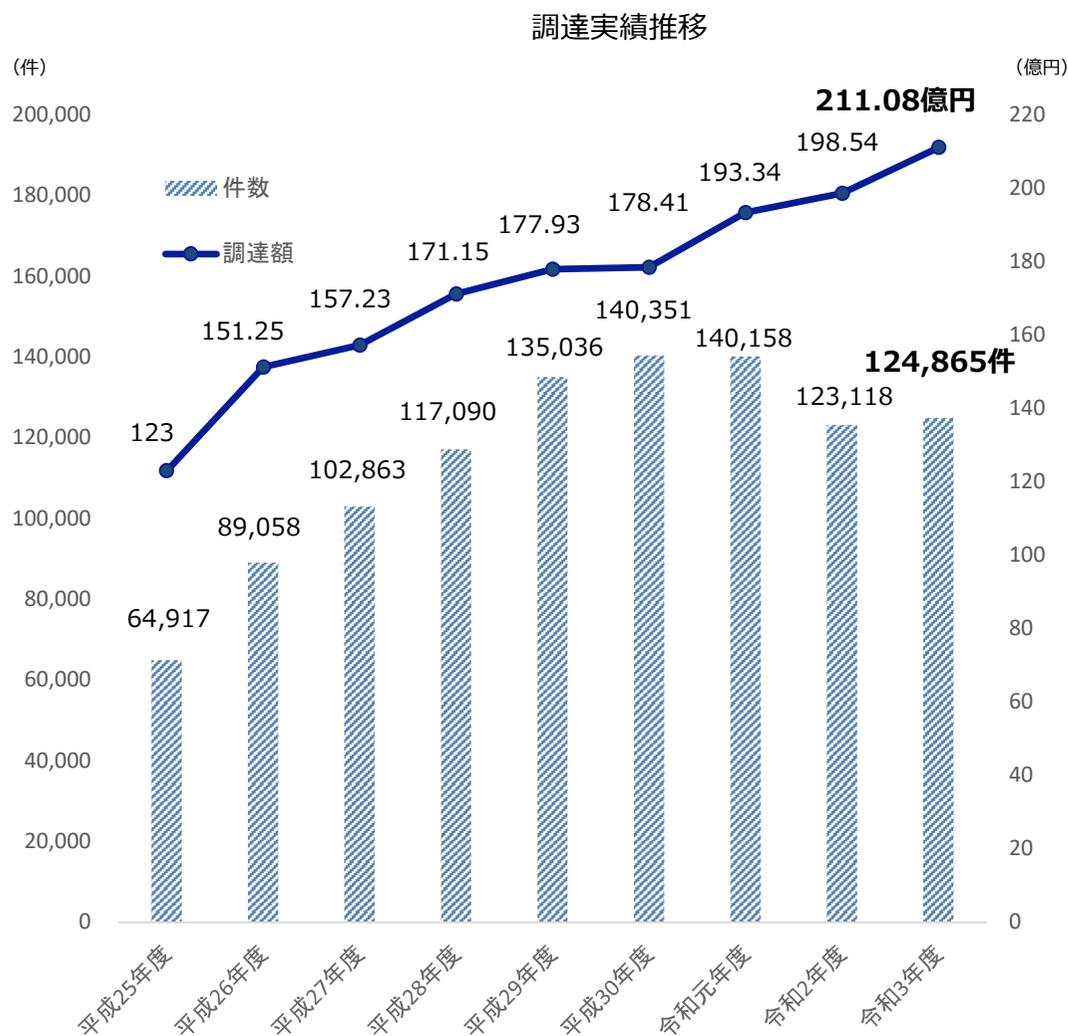
	対象市区町村	作成済み 市区町村	未作成 市区町村	作成割合
滋賀県	19	17	2	89.5%
京都府	26	26	0	100.0%
大阪府	43	43	0	100.0%
兵庫県	41	40	1	97.6%
奈良県	39	39	0	100.0%
和歌山県	30	29	1	96.7%
鳥取県	19	19	0	100.0%
島根県	19	18	1	94.7%
岡山県	27	27	0	100.0%
広島県	23	23	0	100.0%
山口県	19	19	0	100.0%
徳島県	24	24	0	100.0%
香川県	17	16	1	94.1%
愛媛県	20	20	0	100.0%
高知県	34	31	3	91.2%
福岡県	60	59	1	98.3%
佐賀県	20	20	0	100.0%
長崎県	21	20	1	95.2%
熊本県	45	42	3	93.3%
大分県	18	18	0	100.0%
宮崎県	26	23	3	88.5%
鹿児島県	43	38	5	88.4%
沖縄県	41	35	6	85.4%
全国計	1,741	1,657	84	95.2%

（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ）

障害者優先調達推進法に基づく国等の取組状況

関連資料2

- 調達額の合計は約211億円で前年度比6.3%増（12.5億円増）となり、法施行（平成25年）から8年連続で増加。
- 国、独立行政法人、都道府県、市町村、地方独立行政法人のいずれも前年度の実績額を上回った。



令和3年度調達機関別調達実績

	令和3年度		令和2年度		対前年度増減率	
	件数	調達額	件数	調達額	件数	調達額
国	6,227件	11.84億円	5,829件	10.98億円	+6.8%	+7.9%
独立行政法人等	7,262件	18.53億円	6,947件	15.75億円	+4.5%	+17.6%
都道府県	26,061件	30.21億円	25,068件	27.39億円	+4.0%	+10.3%
市町村	83,104件	147.04億円	83,008件	141.14億円	+0.1%	+4.2%
地方独立行政法人	2,211件	3.45億円	2,266件	3.28億円	▲2.4%	+5.4%
合計	124,865件	211.08億円	123,118件	198.54億円	+1.4%	+6.3%

注1 四捨五入の関係で合計や前年度比の調達額が合わないところがある。

都道府県による障害者就労施設等からの調達実績（令和3年度）

（単位：件（件数）、千円（調達額））

	令和3年度		令和2年度		前年度比較			令和3年度		令和2年度		前年度比較	
	件数	調達額	件数	調達額	件数	調達額		件数	調達額	件数	調達額	件数	調達額
北海道	359	117,922	479	117,211	▲120	711	滋賀県	546	28,653	610	29,909	▲64	▲1,255
青森県	139	21,523	125	18,932	14	2,591	京都府	170	76,133	152	61,376	18	14,757
岩手県	309	19,400	379	21,495	▲70	▲2,095	大阪府	554	178,194	521	193,761	33	▲15,567
宮城県	1,094	35,664	745	28,973	349	6,691	兵庫県	672	62,287	697	58,982	▲25	3,304
秋田県	31	14,026	38	11,307	▲7	2,720	奈良県	87	32,465	95	27,714	▲8	4,751
山形県	464	20,543	568	23,313	▲104	▲2,770	和歌山県	142	45,706	127	46,494	15	▲788
福島県	159	28,228	169	28,456	▲10	▲228	鳥取県	767	22,726	721	25,366	46	▲2,639
茨城県	357	39,183	301	45,229	▲56	▲6,045	島根県	486	36,710	484	67,657	2	▲30,947
栃木県	355	34,546	481	51,411	▲126	▲16,865	岡山県	304	31,082	251	25,777	53	5,305
群馬県	1,044	36,851	1,145	36,640	▲101	211	広島県	831	36,359	828	42,945	3	▲6,586
埼玉県	474	105,133	521	107,692	▲47	▲2,559	山口県	186	19,228	180	19,288	6	▲60
千葉県	301	24,903	312	23,275	▲11	1,628	徳島県	770	102,160	758	93,646	12	8,513
東京都	852	539,901	858	364,422	▲6	175,480	香川県	572	22,566	442	26,172	130	▲3,606
神奈川県	947	156,377	1,020	98,859	▲73	57,519	愛媛県	297	20,596	308	19,441	▲11	1,155
新潟県	687	73,052	745	65,709	▲58	7,342	高知県	887	32,312	905	30,693	▲18	1,618
富山県	819	19,264	768	16,177	51	3,087	福岡県	1,405	246,624	1,082	183,658	323	62,966
石川県	130	11,355	131	10,913	▲1	443	佐賀県	1,223	42,886	977	47,686	246	▲4,801
福井県	138	13,506	151	15,416	▲13	▲1,910	長崎県	146	23,646	151	35,499	▲5	▲11,854
山梨県	173	14,267	213	33,769	▲40	▲19,502	熊本県	321	34,780	291	25,944	30	8,835
長野県	822	50,440	723	52,833	99	▲2,393	大分県	441	78,749	495	75,789	▲54	2,960
岐阜県	432	75,557	441	80,413	▲9	▲4,856	宮崎県	111	140,618	140	139,569	▲29	1,049
静岡県	1,102	63,958	933	54,443	169	9,515	鹿児島県	3,129	59,413	2,871	42,091	258	17,322
愛知県	264	19,670	215	9,693	49	9,976	沖縄県	88	67,473	76	63,143	12	4,330
三重県	474	44,155	445	39,518	29	4,637	合計	26,061	3,020,789	25,068	2,738,700	993	282,088

注1 四捨五入の関係で合計や前年度比の調達額が合わないところがある。

（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ）

市町村による障害者就労施設等からの調達実績（令和3年度）

（単位：件（件数）、千円（調達額））

	令和3年度		令和2年度		前年度比較			令和3年度		令和2年度		前年度比較	
	件数	調達額	件数	調達額	件数	調達額		件数	調達額	件数	調達額	件数	調達額
北海道	9,975	1,348,040	9,198	1,234,738	777	113,302	滋賀県	878	101,890	668	89,735	210	12,156
青森県	784	131,111	874	120,964	▲90	10,147	京都府	1,719	476,331	1,613	470,681	106	5,650
岩手県	1,124	84,809	1,092	83,389	32	1,420	大阪府	2,835	752,156	2,628	760,195	207	▲8,039
宮城県	9,655	185,466	8,846	174,460	809	11,006	兵庫県	2,149	1,143,987	1,632	1,118,808	517	25,180
秋田県	734	73,691	664	60,939	70	12,752	奈良県	1,435	114,358	292	97,063	1,143	17,296
山形県	728	55,040	747	51,373	▲19	3,667	和歌山県	566	130,737	1,343	107,039	▲777	23,698
福島県	772	74,446	1,169	83,463	▲397	▲9,017	鳥取県	1,632	122,380	1,025	110,649	607	11,731
茨城県	403	74,143	443	68,880	▲40	5,263	島根県	1,534	81,920	1,492	83,120	42	▲1,199
栃木県	534	67,295	577	66,373	▲43	922	岡山県	3,154	227,844	2,928	195,975	226	31,869
群馬県	2,107	197,768	1,768	191,264	339	6,504	広島県	719	264,837	703	260,749	16	4,088
埼玉県	1,136	495,299	1,208	492,189	▲72	3,110	山口県	733	220,317	775	200,572	▲42	19,744
千葉県	760	174,467	831	173,484	▲71	983	徳島県	772	52,661	766	54,918	6	▲2,256
東京都	5,389	2,649,241	5,075	2,723,161	314	▲73,920	香川県	1,027	52,970	997	54,555	30	▲1,585
神奈川県	2,057	547,321	1,939	512,744	118	34,577	愛媛県	609	67,832	550	61,270	59	6,563
新潟県	3,860	493,137	3,720	328,180	140	164,957	高知県	1,023	120,708	1,030	122,593	▲7	▲1,885
富山県	270	46,830	243	50,969	27	▲4,139	福岡県	3,175	754,713	2,946	716,500	229	38,212
石川県	502	93,675	534	93,220	▲32	454	佐賀県	1,081	118,245	1,032	107,436	49	10,809
福井県	979	152,362	852	132,627	127	19,735	長崎県	739	221,024	768	238,539	▲29	▲17,515
山梨県	626	31,888	621	31,241	5	647	熊本県	1,384	278,496	1,378	184,317	6	94,179
長野県	3,574	149,349	2,880	138,150	694	11,199	大分県	1,134	271,982	1,177	257,670	▲43	14,312
岐阜県	1,645	158,063	1,387	169,798	258	▲11,735	宮崎県	519	67,039	669	67,413	▲150	▲374
静岡県	1,961	239,296	2,038	237,695	▲77	1,601	鹿児島県	539	163,871	507	158,133	32	5,738
愛知県	2,939	1,043,107	8,089	1,022,747	▲5,150	20,360	沖縄県	736	256,645	693	235,667	43	20,978
三重県	498	75,650	601	118,802	▲103	▲43,152	合計	83,104	14,704,440	83,008	14,114,447	96	589,993

注1 四捨五入の関係で合計や前年度比の調達額が合わないところがある。

注2 各市町村の調達実績は厚生労働省ホームページで公表

（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ）

1 - ②
1 - ③

地域の障害者・精神保健に関する課題を抱える者の支援体制の整備

関連資料1

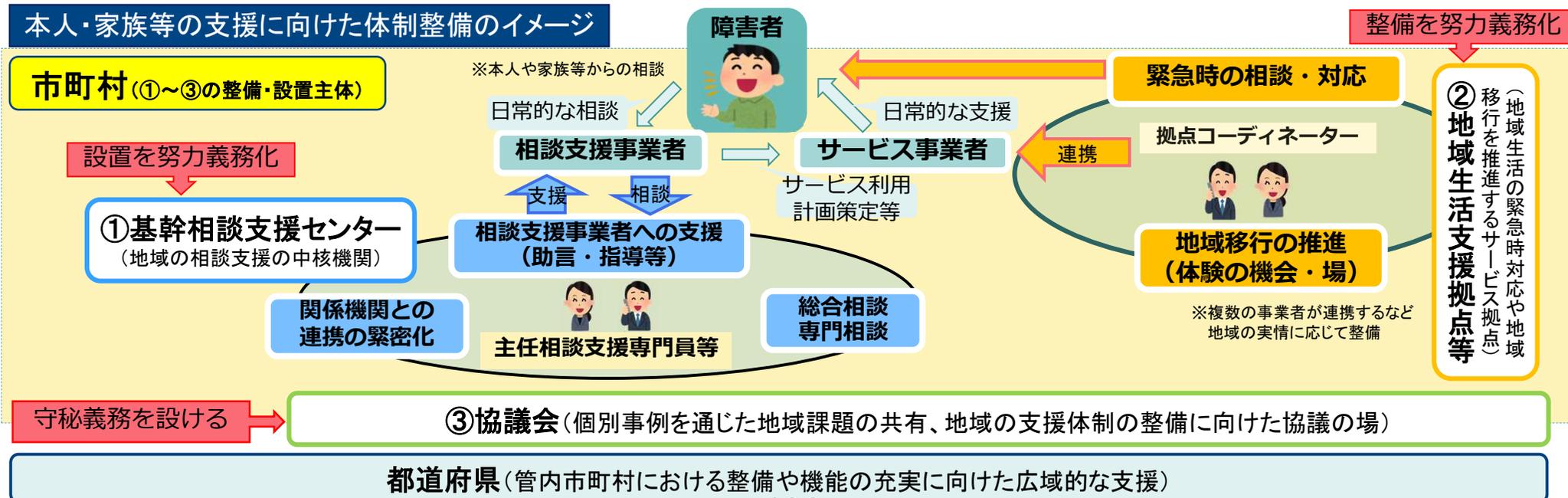
現状・課題

- 基幹相談支援センターは、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設として、平成24年から法律で位置づけられたが、設置市町村は半数程度にとどまっている。
- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を平成27年から推進してきたが、約5割の市町村での整備に留まっている。 ※令和3年4月時点整備状況(全1741市町村) 地域生活支援拠点等:921市町村(53%),基幹相談支援センター:873市町村(50%)
- 市町村では、精神保健に関する課題が、子育て、介護、困窮者支援等、分野を超えて顕在化している状況。また、精神保健に関する課題は、複雑多様化しており、対応に困難を抱えている事例もある。 ※自殺、ひきこもり、虐待等

見直し内容

- **基幹相談支援センターについて、地域の相談支援の中核的機関としての役割・機能の強化を図るとともに、その設置に関する市町村の努力義務等を設ける。**
- **地域生活支援拠点等を障害者総合支援法に位置付けるとともに、その整備に関する市町村の努力義務等を設ける。**
- **地域の協議会で障害者の個々の事例について情報共有することを障害者総合支援法上明記するとともに、協議会の参加者に対する守秘義務及び関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務を設ける。**
- **市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者(※)も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。また、精神保健福祉士の業務として、精神保健に課題を抱える者等に対する精神保健に関する相談援助を追加する。** ※ 具体的には厚生労働省令で定める予定。

本人・家族等の支援に向けた体制整備のイメージ



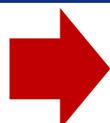
基幹相談支援センターに関する改正内容 (障害者総合支援法77条の2関係)

令和6年4月1日施行

- ① **基幹相談支援センターの役割(事業及び業務)として地域の相談支援の強化の取組と地域づくりを追加し、明確化。** ※従来は個別相談を総合的に行う施設と規定
- ② **基幹相談支援センターの設置を市町村の努力義務化。** ※従来はできる規定
- ③ **基幹相談支援センターの設置促進や適切な運営の確保のための都道府県の役割(広域的見地からの助言等)を規定** ※新設

基幹相談支援センターの役割 (障害者総合支援法77条の2第1項)

- **地域における相談支援の中核的な役割を担う機関**として、次に掲げる事業及び業務を総合的に行うことを目的とする施設。 ※施設は必ずしも建造物を意味するものではなく、業務を行うための場所のこと。
 - ① 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号)
 - ② **他法**において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務
(身体障害者福祉法9条5項2号及び3号、知的障害者福祉法9条5項2号及び3号、精神保健福祉法49条1項に規定する業務)
 - 新** ③ **地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援**
(地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務)
 - 新** ④ **(自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務**
(法第89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を促進する業務)
- } 個別支援(特にその対応に豊富な経験や高度な技術・知識を要するもの)
- ③④が主要な「中核的な役割」



上記の事業や業務を担い、すなわち地域の中核的な役割を担うことができる障害福祉分野における経験や技術、知識を有する職員を配置することが望まれる。【主任相談支援専門員が核】

令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた今後の基幹相談支援センターの全体像

基幹相談支援センターの事業・業務等 (障害者総合支援法第77条の2)

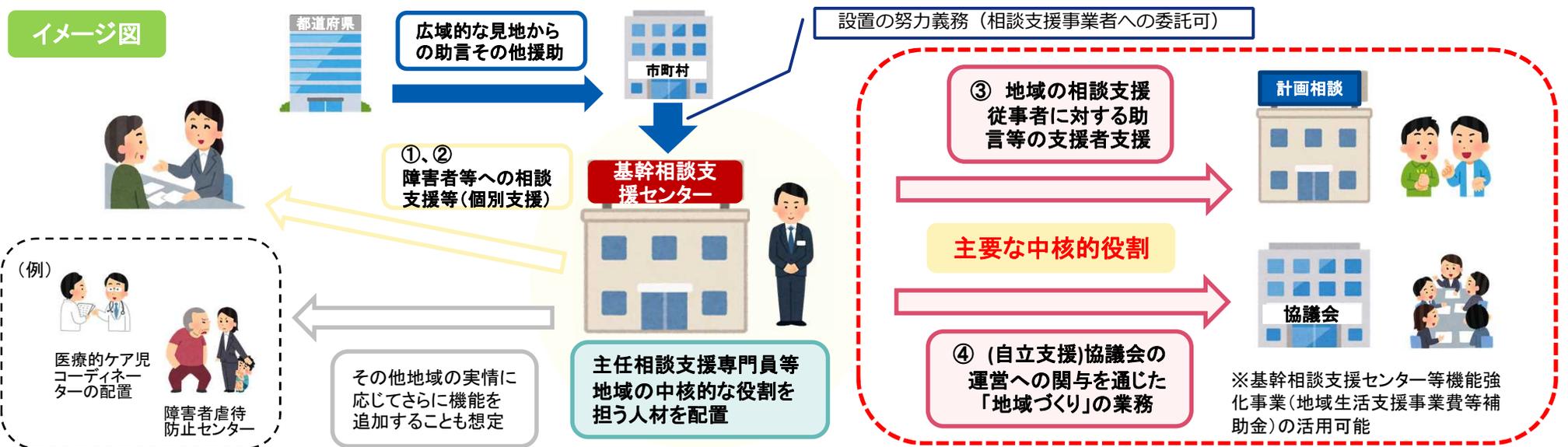
※令和6年4月1日施行

関連資料3

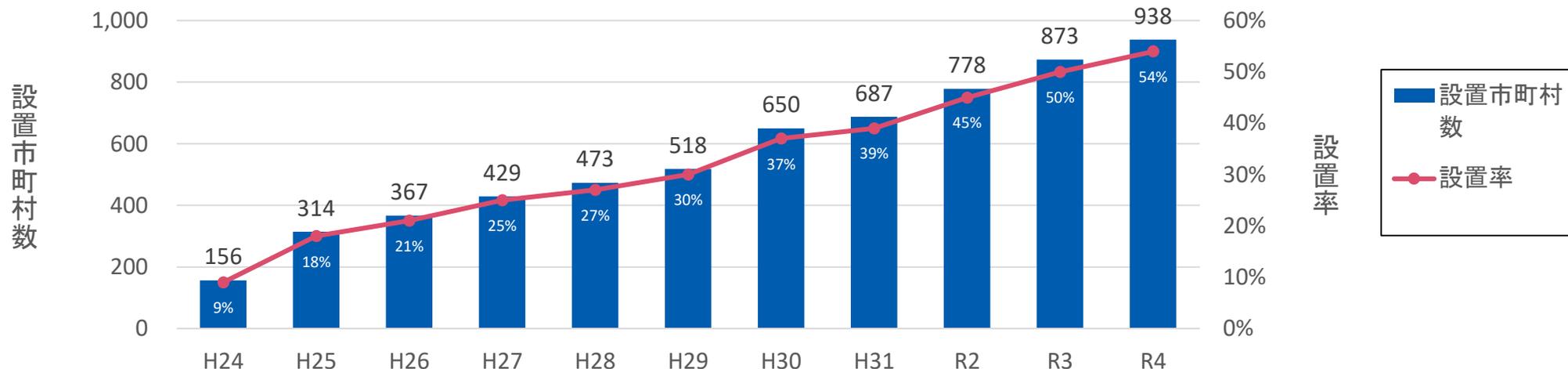
- 市町村は、基幹相談支援センターを**設置するよう努める**ものとする。(法第77条の2第2項) **新**
(一般相談支援事業、特定相談支援事業を行うものに対し、業務の実施を委託することができる(同条第3項))
 - **地域における相談支援の中核的な役割を担う機関**として、次に掲げる事業及び業務を**総合的に行うこと**を目的とする施設。(法第77条の2第1項) ※施設は必ずしも建造物を意味するものではなく、業務を行うための場所のこと。
 - ① 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号)
 - ② **他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務**
(身体障害者福祉法9条5項2号及び3号、知的障害者福祉法9条5項2号及び3号、精神保健福祉法49条1項に規定する業務)
 - 新** ③ **地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援**
(地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務)
 - 新** ④ **(自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務**
(法第89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を**促進する**業務)
- ※ **都道府県**は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、**広域的な見地からの助言その他援助を行うよう努める**ものとされている。(法第77条の2第7項) **新**

個別支援(特にその対応に豊富な経験や高度な技術・知識を要するもの)

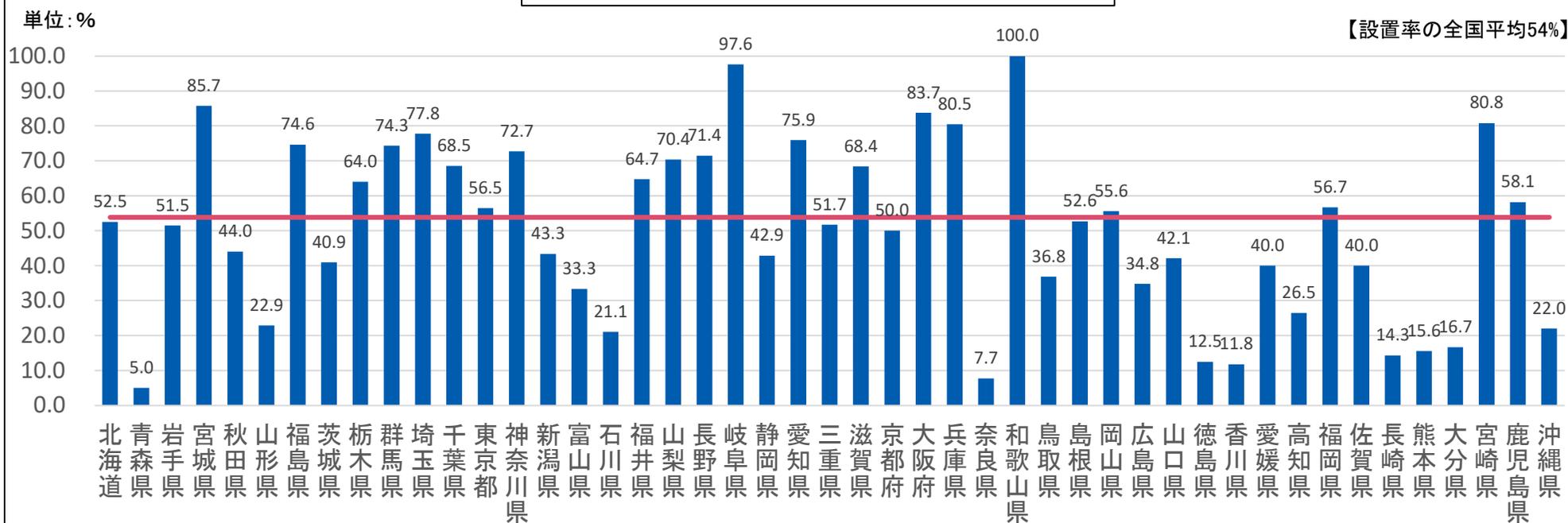
③④が主要な「中核的な役割」



基幹相談支援センターの設置状況(経年比較)



基幹相談支援センターの設置率(都道府県別)



令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた（自立支援）協議会の機能と構成

関連資料7

令和6年4月1日施行

（自立支援）協議会の役割・機能（障害者総合支援法89条の3関係）

- 改** ① 協議会を通じた「地域づくり」(※) にとっては「個から地域へ」の取組が重要。(第2項改正)

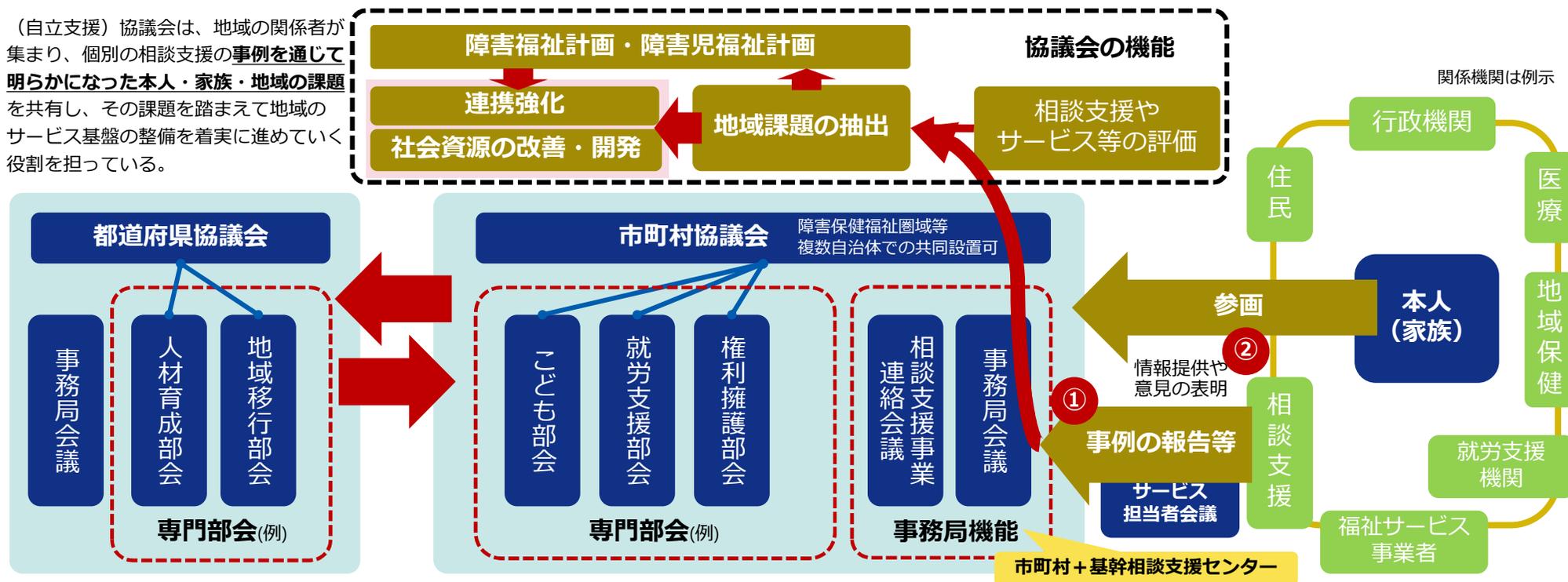
「協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。」

地域の状況を反映した、現に住民が直面している課題を検討することによる協議会の活性化
- 新** ② 協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができることとし、協力を求められた関係機関等がこの求めに応じることについて努力義務を課す。(第3項、第4項新設)
- 新** ③ 個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことに伴い、協議会関係者に対し、守秘義務を課す。(第5項新設)

* 今回改正により、社会福祉法（重層的支援会議等）・生活困窮者自立支援法（支援会議）・介護保険法（地域ケア会議）と同旨の規定をもつものとなった。(第3項～第6項)

(※) 協議会を通じた「地域づくり」の取組イメージ例

(自立支援)協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。



※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

① 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

- 現行制度上、**実践研修の受講にあたって必要な実務経験①**(OJT)については、基礎研修修了後「**2年以上**」の期間としており、これを原則として維持しつつ、**一定の要件を充足した場合には、例外的に「6月以上」**の期間で受講を可能とする。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

① **基礎研修受講時**に既にサービス管理責任者等の配置に係る**実務経験要件②**（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。

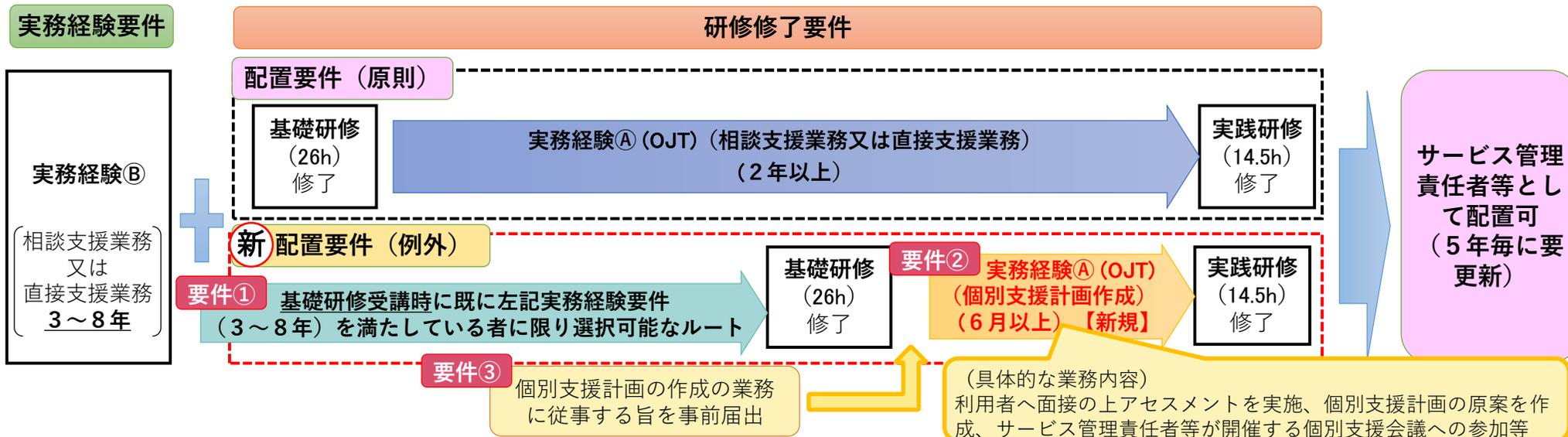
② 障害福祉サービス事業所等において、**個別支援計画作成の業務**に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）

- サービス管理責任者等が配置されている事業所において、**個別支援計画の原案の作成までの一連の業務**（※）を行う。
- やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務**を行う。

（※）利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。詳細については今後周知予定。

③ 上記業務に従事することについて、指定権者に**届出**を行う。

（施行日前の実務経験①(OJT)の取扱い及び届出の方法等、詳細については今後整理した上で周知予定）



サービス管理責任者等研修制度の変更点のポイント

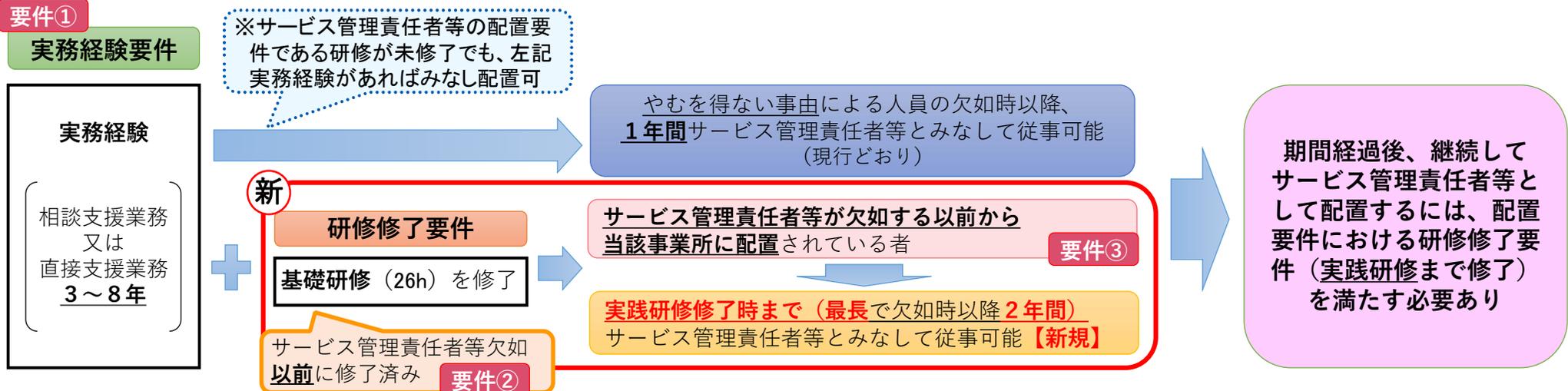
② やむを得ない事由による措置について

- **やむを得ない事由**（※）によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、現行制度上、サービス管理責任者等が欠いた日から1年間、実務経験（3～8年）を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であるが、これに加え、当該者が一定の要件を充足した場合については、**実践研修を修了するまでの間（最長でサービス管理責任者等が欠いた日から2年間）** サービス管理責任者等とみなして配置可能とする。

（※） 「やむを得ない事由」については、「サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合」である。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

- ① 実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。（現行と同じ）
- ② サービス管理責任者等が欠如した時点で既に**基礎研修を修了済み**である。
- ③ サービス管理責任者等が欠如する以前からサービス管理責任者等以外の職員として**当該事業所に配置**されている。



専門コース別研修の拡充について

サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者研修:講義名	時間数
意思決定支援	6h

R3→R4



サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者研修:講義名	時間数	拡充理由
意思決定支援	6h	
障害児支援(新設)	13h	従前の児童分野の内容を補完
就労支援(新設)	14h	従前の就労分野の内容を補完

相談支援専門員研修:講義名	時間数
障害児支援	6.5h
権利擁護・成年後見制度	14h
地域移行・定着、触法	13h
セルフマネジメント	6.5h
スーパービジョン・管理・面接技術	6.5h
意思決定支援	6h



相談支援専門員研修:講義名	時間数	拡充理由
障害児支援(拡充)	13h	相談支援の質の向上に向けた検討会とりまとめを踏まえた対応
権利擁護・成年後見制度	14h	
地域移行・定着、触法	13h	
セルフマネジメント	6.5h	
スーパービジョン・管理・面接技術	6.5h	
意思決定支援	6h	
就労支援(新設)	14h	障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会における報告内容を踏まえた対応
介護支援専門員との連携・相互理解(新設)	10.5h	社会保障審議会障害者部会報告書や相談支援の質の向上に向けた検討会とりまとめを踏まえた対応

※黄色塗り部分がR4年度新設・拡充部分

※意思決定支援、障害児支援及び就労支援のカリキュラムは相談支援専門員、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者に共通（都道府県等においては、両対象者へ一体的に実施することも可能）。

地域生活定着支援センターとの連携強化事業（地域生活支援事業）

関連資料10

令和5年度予算（案）：507億円の内数

【事業目的】障害者等が、矯正施設（以下、刑務所、少年刑務所、拘置所及び少年院を指す。）、留置施設等（以下「矯正施設等」という。）からの退所後に実際に生活を営もうとする市町村等において、円滑に福祉サービス等を利用できるよう、市町村等が地域生活定着支援センターとの連携をより促進することにより、地域における支援体制の強化を図ることを目的とする。

事業内容

事業内容（ア）の対象者

（ア）地域生活定着支援センターとの連携による相談支援事業所等の利用調整

→ 地域生活定着支援センターからの依頼に応じ、同センターとの連携のもと、対象者の意向、状態等を勘案して地域の相談支援事業所及び障害その他福祉サービス事業所等の円滑な利用に向けた対象者や地域生活定着支援センターとの調整

（イ）事業所等の後方支援

→ 対象者を受け入れた事業所等に対して、事業所独自では解決困難な課題の解決を図る等のための後方支援（コンサルテーション）

（ウ）支援者の育成、社会資源の開発

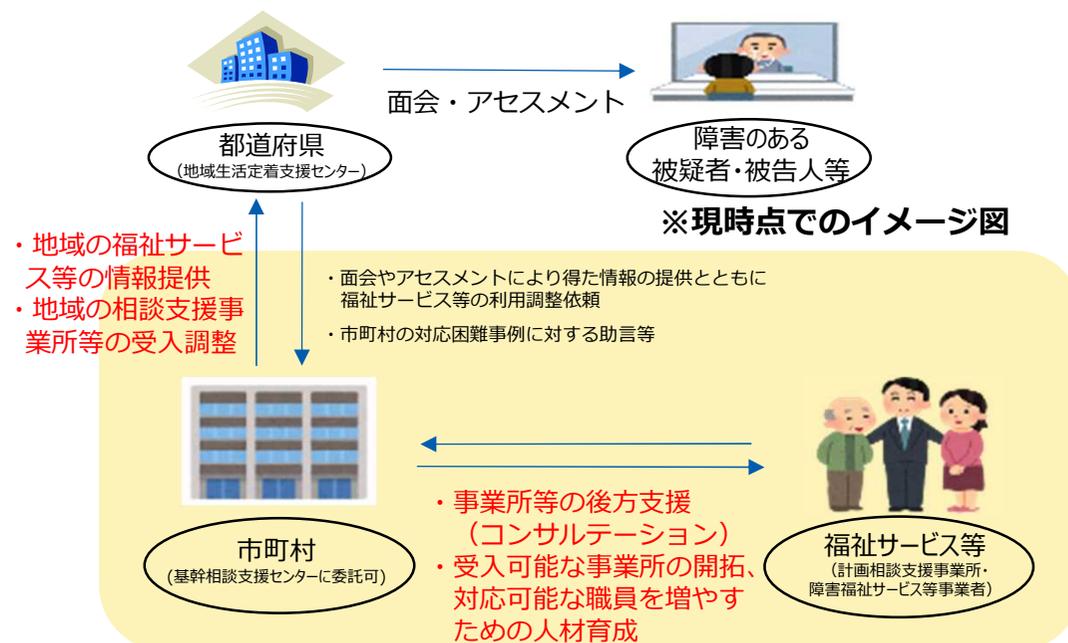
→ 矯正施設等退所者への対応に関して専門性、ノウハウを有する事業所等、支援者の育成のための取組及び受入が可能な事業所等の増加に向けた取組、地域生活定着支援センターとの定期的な協議・情報交換の実施等

実施主体

市町村、特別区、一部組合及び広域連合とする（基幹相談支援センター及び本事業を適切に実施できると認める団体等に委託可）

次に掲げる者で、障害を有するために、福祉的な支援を必要とする者であって、地域生活定着支援センターから相談支援事業所等への利用調整の依頼があった者。

- ・ 矯正施設退所予定者及び退所者
- ・ 身体を拘束された被疑者又は被告人及び起訴猶予の処分を受けた者、罰金若しくは料金の言渡しを受けた者又は刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者
- ・ その他、市町村等が必要と認める者



①養護者による障害者虐待

○養護者による障害者虐待における「相談・通報件数（繰越を含む）」に対する「事実確認調査を行った事例件数」の割合（図1参照）と「虐待と判断した事例件数」の割合（図2参照）を都道府県毎に比較した。

○前者は最高96%に対し最低が48%（平均値84%）となり、後者は最高54%に対し最低が10%（平均値30%）であった。

※ 図1・図2ともに平成28年度から令和2年度までの5カ年の平均値で比較

図1：「養護者による障害者虐待に関する相談通報件数に対する事実確認調査を行った事例件数の割合」

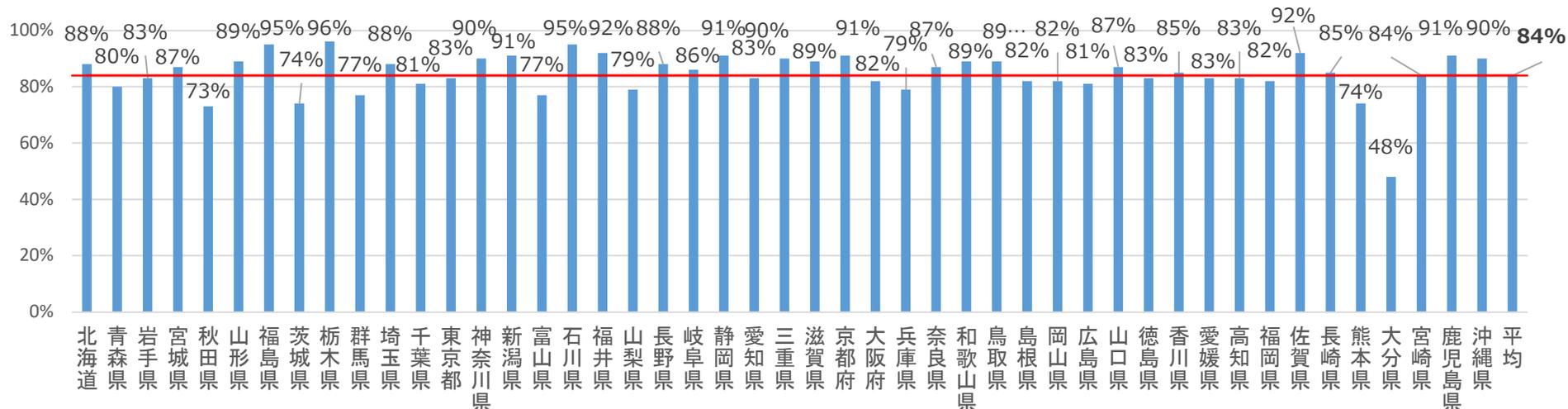
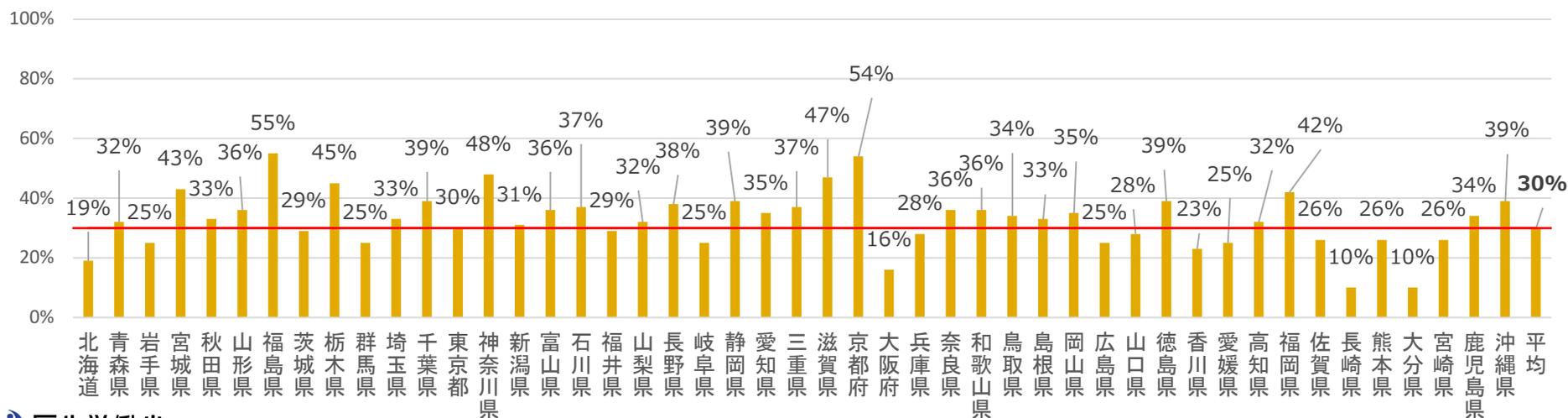


図2：「養護者による障害者虐待に関する相談通報件数に対する虐待判断事例件数の割合」



②施設従事者等による障害者虐待

- 施設従事者等による障害者虐待における「相談・通報件数（繰越を含む）」に対する「事実確認調査を行った事例件数」の割合（図3参照）と「虐待と判断した事例件数」の割合（図4参照）を都道府県毎に比較した。
- 前者は最高94%に対し最低が65%（平均値84%）となり、後者は最高30%に対し最低が8%（平均値20%）であった。

※ 図3・図4ともに平成28年度から令和2年度までの5力年の平均値で比較

図3：「施設従事者等による障害者虐待に関する相談通報件数に対する事実確認調査を行った事例件数の割合」

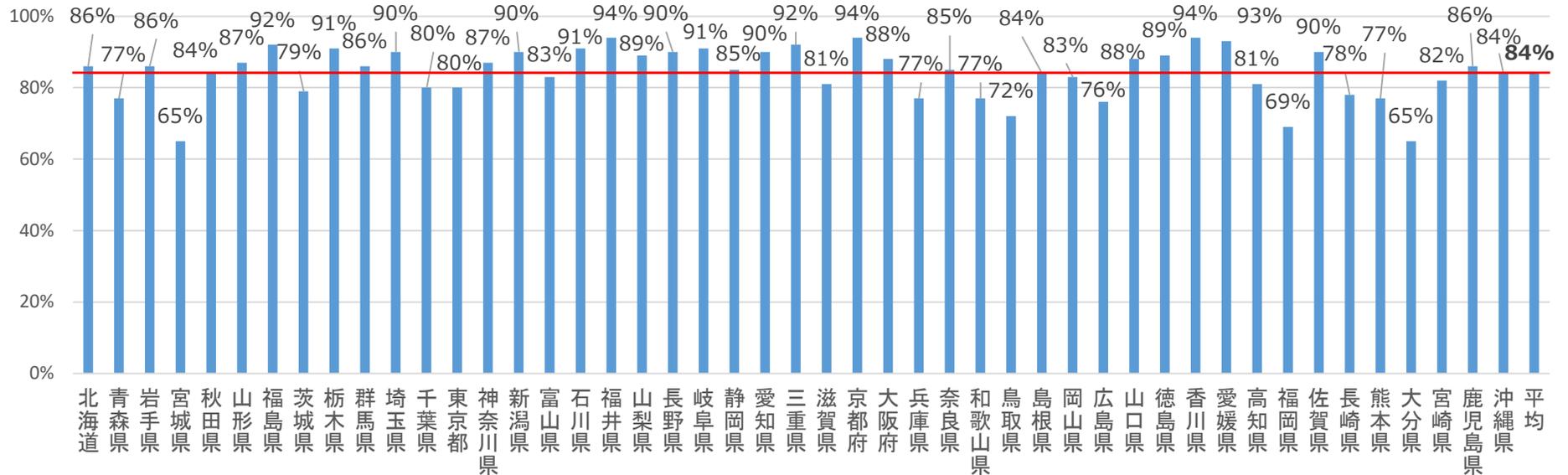
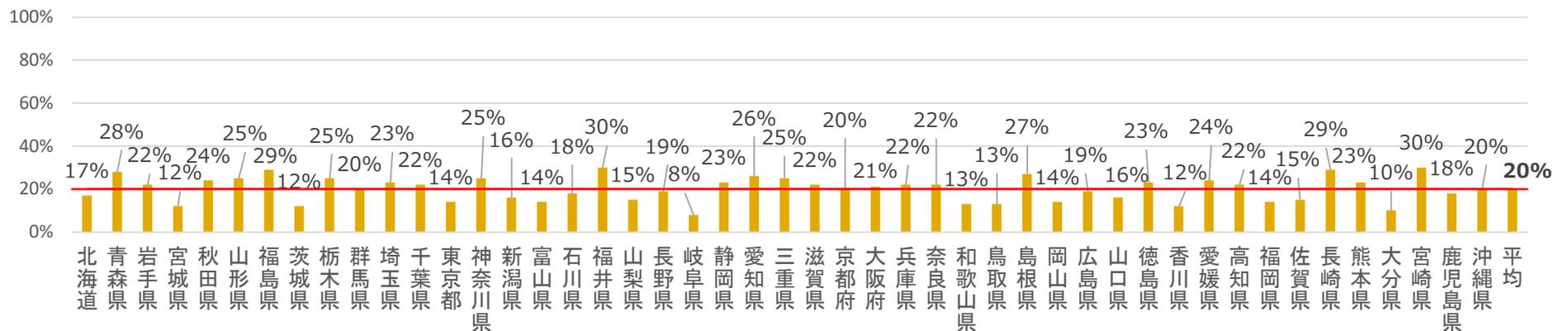


図4：「施設従事者等による障害者虐待に関する相談通報件数に対する虐待判断事例件数の割合」



- 障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込んでいる。

【改正後】

- ① 従業者への研修実施（義務化）
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する（義務化（新規））
- ③ 虐待の防止等のための責任者の設置（義務化）

(注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

※ 小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるような取扱いを提示予定。

【例】

- ①協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も研修を実施したものとみなす。
- ②事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可
- ②委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参加すればよく、最低人数は設けない

- 身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行う。
※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
- 訪問系サービスについても、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算」を創設する。
※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

運営基準

以下、②から④の規定を追加する（訪問系以外のサービスについては、①は既に規定済）。訪問系サービスについては、①から④を追加する。

②から④の規定は、令和3年4月から努力義務化し、令和4年4月から義務化する。なお、訪問系サービスにおいて追加する①については、令和3年4月から義務化する。

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

減算の取扱い

運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。（身体拘束廃止未実施減算5単位/日）

ただし、②から④については、令和5年4月から適用する。

なお、訪問系サービスについては、①から④の全てを令和5年4月からの適用とする。

○ 障害者虐待防止対策支援事業（地域生活支援促進事業）

令和5年度予算案：6.2億円

1. 事業目的

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る。

2. 事業内容

以下のような取組について、地域の実情に応じて都道府県・市町村の判断により実施する。

① 虐待時の対応のための体制整備

例：専門職員の確保、社会福祉士と弁護士による虐待対応専門職チームの活用の促進（専門性の強化）、虐待を受けた障害者の居宅訪問等、死亡等の重篤事案についての検証

② 連携協力体制の整備

例：地域における関係機関等の協力体制の整備・充実

③ 障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施

例：障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者、相談窓口職員に対する障害者虐待防止に関する研修の実施、学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者に対する研修の実施

④ 普及啓発

例：障害者虐待防止法における障害者虐待の通報義務等の広報その他の啓発活動の実施

3. 実施主体 都道府県及び市町村

4. 負担率 市町村実施事業：負担割合 国1/2、都道府県1/4 都道府県実施事業：負担割合 国1/2

○ 障害者虐待防止・権利擁護事業費 令和5年度予算案：11,794千円

1. 事業内容

① 障害者の虐待防止や権利擁護に関して、各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修の実施

② 虐待事案の未然防止のための調査研究・事例分析

2. 実施主体 国（民間団体へ委託予定）

「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」に係る取組について

関連資料5

「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の趣旨

- ・障害者総合支援法においては、障害者が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定し、指定事業者や指定相談支援事業者に対し、「意思決定支援」を重要な取組として位置付けている。
- ・意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめたガイドラインを作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有することを通じて、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とする。

意思決定支援の基本原則

- ① 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行うこと。
- ② 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するように努める姿勢が求められる。
- ③ 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、様々な情報を把握し、根拠を明確にしながらか意思及び選好を推定する。

これまでの取組

平成28年度	(29年3月)「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」策定
平成29年度 ～平成30年度	厚生労働科学研究において「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の理解、活用に関する研修カリキュラムを開発
令和2年度～	・上記カリキュラムを踏まえた研修を都道府県等が実施する相談支援従事者及びサービス管理責任者等を対象とした専門コース別研修のメニューとして追加 ・令和2年度障害者総合福祉推進事業において「障害者支援施設における地域移行の実態調査及び意志決定支援の取り組みのための調査研究」を実施

「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の概要

趣旨

- 障害者総合支援法においては、障害者が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定し、指定事業者や指定相談支援事業者に対し、「意思決定支援」を重要な取組として位置付けている。
- 意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめたガイドラインを作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有することを通じて、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とする。

意思決定支援の定義 / 意思決定を構成する要素

《意思決定支援の定義》

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益の検討のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

《意思決定を構成する要素》

(1) 本人の判断能力

障害による判断能力の程度は、意思決定に大きな影響を与える。意思決定を進める上で、本人の判断能力の程度について慎重なアセスメントが重要。

(2) 意思決定支援が必要な場面

- ① 日常生活における場面（食事・衣服の選択・外出・排せつ・整容・入浴等基本的な生活習慣に関する場面）
- ② 社会生活における場面（自宅からグループホームや入所施設、一人暮らし等に住まいの場を移す等の場面）

(3) 人的・物理的環境による影響

意思決定支援は、本人に関わる職員や関係者による人的な影響や環境による影響、本人の経験の影響を受ける。

意思決定支援の流れ

意思決定が必要な場面 ・ サービスの選択 ・ 居住の場の選択 等

本人が自己決定できるように支援

自己決定が困難な場合

意思決定支援責任者の選任とアセスメント

相談支援専門員・サービス管理責任者兼務可

- 本人の意思決定に関する情報の把握方法、意思決定支援会議の開催準備等
- アセスメント ・ 本人の意思確認 ・ 日常生活の様子の観察 ・ 関係者からの情報収集 ・ 本人の判断能力、自己理解、心理的状況等の把握 ・ 本人の生活史等、人的・物理的環境等のアセスメント ・ 体験を通じた選択の検討 等

意思決定支援会議の開催

サービス担当者会議・個別支援会議と兼ねて開催可

本人・家族・成年後見人等・意思決定支援責任者・事業者・関係者等による情報交換や本人の意思の推定、最善の利益の判断

意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画（意思決定支援計画）の作成とサービスの提供、支援結果等の記録

支援から把握される表情や感情、行動等から読み取れる意思と選好等の記録

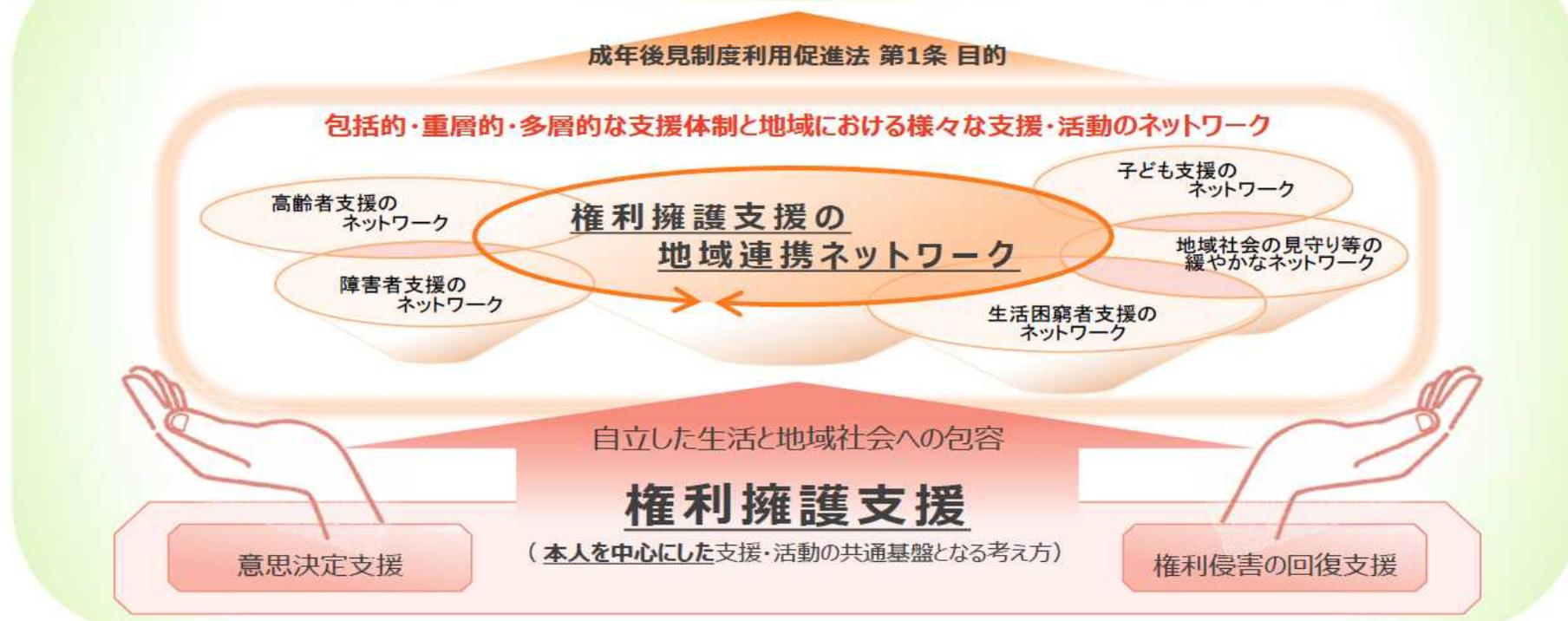
意思決定に関する記録のフィードバック

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

～基本的な考え方：地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進～

- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。

地域共生社会の実現



参考資料

成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

- 地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進する。
- 成年後見制度の利用促進は、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものである。以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
 - ・ 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること。
 - ・ 成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備すること。
 - ・ 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること。任意後見制度や補助・保佐類型が利用される取組を進めること。不正防止等の方策を推進すること。
- 福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく必要がある。

今後の施策の目標等

- 成年後見制度の見直しに向けた検討、市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業の見直しに向けた検討、権利擁護支援策を充実するための検討を行う。また、成年後見制度の運用改善等や、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに積極的に取り組む。
- 工程表やKPI（評価指標）を踏まえて施策に取り組む。成年後見制度利用促進専門家会議は令和6年度に中間検証を実施する。

障害者に対する成年後見制度関係の予算事業について

令和5年度予算案

地域生活支援事業費等補助金507億円の内数

1 成年後見制度利用支援事業

・事業内容

成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。

・実施主体 市町村

2 成年後見制度法人後見支援事業・法人後見養成研修事業

・事業内容

①法人後見養成のための研修

②法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

③法人後見の適正な活動のための支援

④その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業

・実施主体 ①都道府県（新規）及び市町村 ②～④市町村

3 成年後見制度普及啓発事業

・事業内容 成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う。

・実施主体 都道府県、市町村

ヤングケアラー支援ガイドラインの策定について

R3.12.22 山梨県子育て支援局

○趣旨・目的

ヤングケアラー及びその家族への支援を推進するため、関係機関及び関係者が連携し、ヤングケアラーの早期発見や必要な支援につなげていくことを共通認識として図っていくことを目的とする。

○作成にあたっての考え方

- ・ ヤングケアラーの社会的認知度、国の動向、本県のヤングケアラー実態調査の状況、ヤングケアラー支援ネットワーク会議構成員からの意見等を参考に、ヤングケアラーの支援に関わる関係者・機関が実際に支援を行うにあたり必要となる方向性や手法について、ヤングケアラーの定義や尺度、ヤングケアラー認知のためのアセスメントの実施、関係機関が連携して支援に取り組む体制、配慮すべき内容など体系的に整理。
- ・ 関係機関における実際の支援にあたっては、本ガイドラインを参考に、地域、学校等の実情に応じて展開。
- ・ ガイドラインは、今後、ヤングケアラー支援推進にあたっての連携支援体制の強化を図ることなどにより、随時見直しを図る。

ガイドラインの構成

○ヤングケアラーの定義

本県におけるヤングケアラー定義・尺度の考え方を次のとおり掲載

本来大人が担うとされる家事や家族の世話などを日常的に行っており、子ども自身の権利が侵害されている18歳に達する日以後の最初の3月31日まである子ども

○ヤングケアラー支援の必要性

なぜ子どもがケアを担うのか、子どもの権利侵害、支援の必要性を記載

ヤングケアラーがいる家庭では子どもがお世話をすることで、家庭のバランスがとれていないこと、それにより権利侵害が発生している場合、支援が必要。

○本県におけるヤングケアラーの実態について

ヤングケアラー実態調査結果から読み取れる子どもや支援者の状況、支援の方向性について記載

子どもの状況（ヤングケアラーの存在、お世話や家族の状況、大人に求める支援、相談経験等）、支援の方向性（ヤングケアラーの発見、連携した支援体制等）

○ヤングケアラーの発見方法

ヤングケアラーに気づくこと、アセスメントの必要性、アセスメントシートの活用方法や留意点等を記載

ヤングケアラーの発見において、アセスメントの有効性を示した他、多様な視点から子どもの状況を把握するため、関係機関が情報共有しやすいよう共通利用可能な本県版アセスメントシートを提示。アセスメントシートを活用し、関係機関内で単独または連携した支援を行う際に活用を推奨。

○ヤングケアラー支援における留意点

ヤングケアラーに接する際に配慮すべき内容を記載

ヤングケアラーであることを子どもや家族が認識していないこと、ケアを担っていることを否定しないこと、ヤングケアラーの子どもを子ども扱いしないこと、子どもに対するメンタル面でのサポート、子どものみならず家族の調整も必要。

○ヤングケアラー支援のための連携スキーム/ヤングケアラーの相談を受けた・発見した際の対応

連携支援体制フロー図、支援機関(者)の対応方法を掲載

関係機関が他の機関と連携しながら子どもや家庭を支え続ける支援を確立するため、学校と地域の2つのカテゴリーに分類し、それぞれ学校と市町村をハブとした連携支援体制、各支援機関（者）における単独あるいは連携した対応方法を例示。市町村は各地域の実情に応じてハブとなる窓口を設定。

○ヤングケアラー相談窓口

県内の相談窓口情報を掲載

子ども自身がSOSを出して大人に頼るきっかけとなる体制として、県内4か所の相談窓口や市町村相談窓口を設定。

○参考事例

連携した支援のための参考事例を9ケース掲載

ヤングケアラーの実例について、アセスメントシートを活用した整理、関係機関が単独あるいは連携することにより追加で考えられる支援等を例示。

0. 子ども本人の基本情報			作成日
氏名（ ） 性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 年齢（ ）歳	学校の出席等日数（学期） 出席（ ）日 欠席（ ）日 遅刻（ ）日 早退（ ）日	要対協登録 種別	年 月 日
学校種別（ ） 学校（ ）年 身長（ ）cm 体重（ ）kg BMI（ ）	学校の成績 <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 不良 学校での生活態度 <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 不良		

1. 本来守られるべき「子どもの権利」が守られているか - 子どもと関わりのある第三者が、ヤングケアラーの可能性のある子どもを発見するために

①健康に生きる権利	②教育を受ける権利	③子どもらしく過ごせる権利
<input type="checkbox"/> 必要な病院に通院・受診できない、服薬できていない ★ <input type="checkbox"/> 精神的な不安定さがある ★ <input type="checkbox"/> 給食時に過食傾向がみられる（何度もおかわりをする） ★ （その他の気になる点） <input type="checkbox"/> 表情が乏しい <input type="checkbox"/> 家族に関する不安や悩みを口にしている <input type="checkbox"/> 将来に対する不安や悩みを口にしている <input type="checkbox"/> 極端に痩せている、痩せてきた <input type="checkbox"/> 極端に太っている、太ってきた <input type="checkbox"/> 生活リズムが整っていない <input type="checkbox"/> 身だしなみが整っていないことが多い（季節に合わない服装をしている） <input type="checkbox"/> 予防接種を受けていない <input type="checkbox"/> 虫歯が多い <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 欠席が多い、不登校 ★ <input type="checkbox"/> 遅刻や早退が多い ★ <input type="checkbox"/> 保健室で過ごしていることが多い ★ <input type="checkbox"/> 学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある★ （その他の気になる点） <input type="checkbox"/> 授業中の集中力が欠けている、居眠りしていることが多い <input type="checkbox"/> 学力が低下している <input type="checkbox"/> 宿題や持ち物の忘れ物が多い <input type="checkbox"/> 保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや提出忘れが多い <input type="checkbox"/> 学校（部活含む）に必要なものを用意してもらえない <input type="checkbox"/> お弁当を持ってこない、コンビニ等で買ったパンやおにぎりを持ってこることが多い <input type="checkbox"/> 部活に入っていない、休みが多い <input type="checkbox"/> 修学旅行や宿泊行事等を欠席する <input type="checkbox"/> 校納金が遅れる。未払い <input type="checkbox"/> クラスメイトとのかかわりが薄い、ひとりであることが多い <input type="checkbox"/> 高校に在籍していない	<input type="checkbox"/> 幼稚園や保育園に通園していない ★ <input type="checkbox"/> 生活のために（家庭の事情により）就職している ★ <input type="checkbox"/> 生活のために（家庭の事情により）アルバイトをしている ★ <input type="checkbox"/> 家族の介助をしている姿を見かけることがある ★ <input type="checkbox"/> 家族の付き添いをしている姿を見かけることがある ★ <input type="checkbox"/> 幼いきょうだいの送迎をしている姿をみかける ★ （その他の気になる点） <input type="checkbox"/> 子どもだけの姿をよく見かける <input type="checkbox"/> 年齢と比べて情緒的成熟度が高い <input type="checkbox"/> ともだちと遊んでいる姿をあまり見かけない <input type="checkbox"/> 家事一般を行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

2. 家族の状況 → 「ヤングケアラー」かの確認 **3. ヤングケアラーである子どもの状況 → サポートの実態を確認** **4. 子ども本人の認識や意向 → 子ども自身がどう思っているかの確認**

<p>①家族構成（同居している家族）</p> <input type="checkbox"/> 母親（養母・継母） <input type="checkbox"/> 父親（養父・継父） <input type="checkbox"/> 祖母（母方・父方） <input type="checkbox"/> 祖父（母方・父方） <input type="checkbox"/> きょうだい（ ）人 <input type="checkbox"/> その他（ ） <p>②サポートが必要な家族の有無とその状況</p> <input type="checkbox"/> 特にいない <input type="checkbox"/> 高齢 <input type="checkbox"/> 幼いきょうだいが多い <input type="checkbox"/> 障害がある <input type="checkbox"/> 親が多忙 <input type="checkbox"/> 疾病がある <input type="checkbox"/> 経済的に苦しい <input type="checkbox"/> 精神疾患（疑い含む）がある <input type="checkbox"/> 生活能力・養育力が低い <input type="checkbox"/> 日本語が不自由 <input type="checkbox"/> その他（ ） <p>③子どもが行っている家族等へのサポートの内容</p> <input type="checkbox"/> 特にしていない <input type="checkbox"/> 身体的な介護 <input type="checkbox"/> 生活費の援助 <input type="checkbox"/> 情緒的な支援※ <input type="checkbox"/> 通院や外出時の同行 <input type="checkbox"/> きょうだいの世話 <input type="checkbox"/> 金銭管理や事務手続き <input type="checkbox"/> 家事 <input type="checkbox"/> 服薬管理・投与 <input type="checkbox"/> 通訳（日本語・手話） <input type="checkbox"/> 見守り <input type="checkbox"/> その他（ ）	<p>①子どもがサポートしている相手</p> <input type="checkbox"/> 母親（養母・継母） <input type="checkbox"/> 父親（養父・継父） <input type="checkbox"/> 祖母（母方・父方） <input type="checkbox"/> 祖父（母方・父方） <input type="checkbox"/> きょうだい <input type="checkbox"/> 家族全体 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> <p>②子ども自身がサポートに費やしている時間</p> <table border="1"> <tr> <td>1日</td> <td>平日</td> <td>時間程度</td> <td>休日</td> <td>時間程度</td> </tr> <tr> <td>1週間</td> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>時間程度</td> </tr> </table> <p>③家庭内に子ども本人以外にサポートする人がいるか</p> <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <p>④家庭内に福祉サービス等のサポートが入っているか。</p> <input type="checkbox"/> いる 導入されているサービス <input type="checkbox"/> いない <p>※ 情緒的な支援とは 精神疾患や依存症などの家族の感情的なサポートの他、自殺企図などの話などを聞かされるなど、子どもにとって過大に負担になることなどを含む ※ 裏面に1週間の生活スケジュールを記入すること ※ 本シートに記入しきれない内容は、別様にて資料を作成することを推奨</p>	1日	平日	時間程度	休日	時間程度	1週間	合計			時間程度	<p>①子ども自身が「ヤングケアラー」であることを認識しているか</p> <input type="checkbox"/> 認識している <input type="checkbox"/> 認識していない <p>②家族の状況やサポートをしていることについて、誰かに話せているか</p> <input type="checkbox"/> 話せている → 誰に： <input type="checkbox"/> 話せていない <p>③子ども本人が相談できる、理解してくれていると思える相手がいるか</p> <input type="checkbox"/> いる → 誰か： <input type="checkbox"/> いない <p>④子ども本人がどうしたいと思っているか（想い・希望）</p>
1日	平日	時間程度	休日	時間程度								
1週間	合計			時間程度								

1 週間の生活スケジュール

(裏面)

		月	火	水	木	金	土	日	特筆すべき内容
深夜	4:00								
	6:00								
早朝	8:00								
	10:00								
午前	12:00								
	14:00								
午後	16:00								
	18:00								
夜間	20:00								
	22:00								
深夜	24:00								
	2:00								
夜	4:00								

週単位以外の生活状況	
------------	--

※スケジュールの記入にあたっては、学校の時間割や家族の福祉サービスの利用状況なども参考とされたい。